

South China - Asia Business Report

Vol. 57
November
2016

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

サプライサイド構造改革のめざす先 3 ～「13 次5カ年」期の中国産業政策～	3
台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編) 8 ～蔡新政権の経済政策を展望する～	8
新税制導入後の中国における越境 EC の動向 13	13

Regional Business

Philippines フィリピンの会社清算 16	16
------------------------------------	----

Vietnam ベトナムの PE 課税の現状と将来への対策 19	19
---	----

India インドビジネス最新情報 [22] 企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討 23	23
---	----

Taiwan 台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説 27	27
--	----

China 企業移転における主な留意点 30 ～企業の不動産資産の法的保護を中心に～	30
--	----

China 企業間での貸付行為の効力問題 34	34
----------------------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報: インド 37	37
-----------------------	----

Briefs

Topics

サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13 次5カ年」期の中国産業政策～

生産能力の過剰問題など「過去の負の遺産」解決と、新産業の成長を同時並行で進めるのが、中国政府による「サプライサイド構造改革」政策である。過去の負の遺産による問題が山積し、解決までに相応の期間が必要とされる分、新産業の育成・成長には速度が求められている。近年増加する海外企業買収も、そのスピードアップの一手段と見ることができるが、とくに成長分野においては、サービス業のノウハウなど、総じて中国にとって経験が浅い「軟実力」(＝ソフト・パワー)を問われる局面が増えることが想像され、こうした部分については国際市場において経験豊富な海外の企業・国とも連携を図る動きも求められるだろう。

台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編) ～蔡新政権の経済政策を展望する～

台湾では 2016 年5月、激しい選挙戦の末、民主進歩党(民進党)の蔡英文氏が第 14 代総統に就任し、これまで対中融和政策を進めてきた中国国民党(国民党)政権から8年ぶりに政権が交代した。政権交代の背景には、国民党が推進した「対中接近に伴う経済成長」路線の限界、および「現状維持」の一線を越えた対中開放があった。その反動から民進党には「対中開放に頼らない経済成長」が期待されている。後編では過去の経済指標を紐解きながら経済成長達成への課題を考察する。

新税制導入後の中国における越境 EC の動向

中国の EC(電子商取引)市場は 2015 年、前年比 36.5%増の 18.3 兆元に上り、ますます活況を見せている。一方で、中国人消費者と海外商品を結ぶ越境 EC については 16 年4月の新税制導入を受け、税メリットの縮小による今後の成長減速が懸念されている。ここでは、越境 ECにかかる新税制導入を受けた変更点とその影響、そして足もとの華南地域の現状について紹介する。

Regional Business

[Philippines] フィリピンの会社清算

フィリピン国内市場への関心が高まる中、これまで情報収集のために置いていた駐在員事務所を現地法人へと“格上げ”しようと検討する企業は多い。しかし、フィリピンではこうした場合、駐在員事務所を閉鎖し、新たに現地法人を設立する必要がある。ここでは会社法の規定に基づき、清算にかかる手続きや対象機関、手続きのフロー、および税務上の注意点について述べる。

[Vietnam] ベトナムの PE 課税の現状と将来への対策

国際税務の二重課税の問題として、PE 課税は企業にとって頭を悩ませるものの一つである。ベトナムでは

これまでのところ、外国法人の代理人などが PE 認定を受けて法人税を課税されるという事例は他国ほど多く見られない。一方で、ベトナム特有の外国契約者税の問題、および短期滞在者免税の適用を考える際に、PE 課税を検討する必要がある。PE 課税にかかる動向を常に気につけ、潜在的な問題がある場合は事業活動や規定の見直しを一考されることを勧めたい。

[India] インドビジネス最新情報 [22] 企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討

インドでは 2013 年会社法により、一定の要件を満たす企業に対して CSR の活動および報告の履行責任が課せられた。本制度が導入されて2会計年度が経過しているが、当局のデータベース上では CSR 適用初年度である 14 年度の情報が開示された状況である。

本稿では法令上の開示要件を再確認するとともに、企業の実際の開示事例を確認し、CSR として適格とされる活動について分析・検討する。

[Taiwan] 台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説

台湾の営利事業所得税の特徴として、未配当の利益に対して課される 10%の追加課税、いわゆる留保金課税がある。しかし、その計算方法や課税対象年度は複雑で、理解しづらいのも事実ある。ここでは、留保金課税の計算をケース・スタディーおよび図を用いて解説する。

[China] 企業移転における主な留意点～企業の不動産資産の法的保護を中心に～

都市計画の整備などに伴い、近年、早期に中国で設立された外資製造業企業による移転、清算事例が増えている。企業が移転や清算を行う際、土地、建物は企業にとって重要な資産である半面、それまでに生じたさまざまな環境や法制度の変化を受け、紛争が生じてしまうことが少なくない。本稿では、外資企業においてよく生じる土地等の不動産関連の紛争にかかる3つの典型事例を挙げ、各々のケースにかかる対応策について解説する。

[China] 企業間での貸付行為の効力問題

中国において企業間の貸付行為が禁止される中、司法実務上、企業間の貸付行為を一定条件化で有効と認定する判例が出てきている。そこで最高人民法院は 15 年までに、企業間での貸付行為の効力について貸付の性質により一定の条件の下で認めるなど、企業間の貸付効力の認定を統一する規定を公布した。ここでは、当該規定に基づき、契約無効となる要件や、関連機関の対応などについて説明する。

Macro Economy

アジア経済情報：インド

16 年2Q の実質 GDP 成長率は前年比+7.1%と、前期の同+7.9%から減速した。減速の主因は、民間部門を中心に投資の不振が続いたことなどで、総固定資本形成が下振れしたことである。一方で、政府消費や個人消費は堅調に推移し、財貨・サービス輸出も6四半期ぶりのプラスに転じた。16 年後半は、10 年に一度の公務員給与の大幅引き上げが消費を盛り上げ、個人消費が景気を押し上げるだろう。17 年に入ると、消費の押し上げ効果が一巡し、景気は総じて小幅に減速するだろう。以上より、成長率は 16 年に+7.6%、17 年に+7.5%と予測する。

Editorial

紅葉には少し早い 10 月下旬、一時帰国した日本でまず驚いたのが、街中にあふれるかぼちゃのおぼけ。いわゆる、ハロウィーンのデコレーションである。デパートにショッピングモール、スーパー、コンビニ、レストラン等々、ありとあらゆる商業施設が関連商品でオレンジ色に染まり、魔女の帽子をかぶった店員が接客に勤しんでいる様子は、同行していた英国人の友人も、いったいここは何処の国？と、目を白黒させるばかり。

聞けば数年前から、国民的イベントとして定着しつつあるらしく、クリスマスもバレンタインも含め、宗教的な要素はまったく関係なく楽しいイベントに仕立ててしまうおおらかさは、お祭り好きの国民性ならでは。

10 月 31 日の夜が明ければ、オレンジ色のデコレーションは一気に、赤と緑のクリスマスカラーに変わるのだろう。いっそ、2020 年の五輪にあわせ訪日外国人旅行者数 4,000 万人の観光立国を目指すという壮大な計画に組み入れ、世界中のありとあらゆる祭りが楽しめる稀有な国として、日本のユニークな一面を世界にアピールしてはどうだろうか。



サプライサイド構造改革の めざす先 ～「13 次5カ年」期の中国産業政策～

権田 理恵

みずほ銀行 産業調査部 香港調査チーム

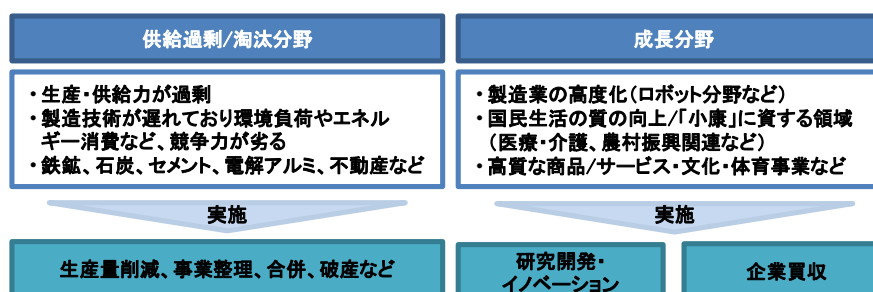
「サプライサイド構造改革」は、生産能力過剰問題など「過去の負の遺産」解決と新産業の成長を同時並行で進める政策である。前者の問題が山積し、相応の期間が必要な分、後者には速度が求められており、近年増加する海外企業買収も、そのスピードアップの一手段と見ることができる。成長分野においては、サービス業のノウハウなど、総じて中国にとって経験が浅い「軟実力」(＝ソフト・パワー)を問われる局面が増えることが想像される。

1. 「サプライサイド構造改革」の実行

2015 年 12 月に開かれた中国の経済政策を決める最高会議、「中央経済工作会议」では、16 年の「5大任務」を、①生産能力過剰の解消、②企業コストの軽減、③不動産在庫の解消、④有効な供給の拡大、⑤金融リスクの予防・解消に定めた¹。中国が今、直面する最優先課題を明確に示した形である。

これらの指し示すところは、「サプライサイド(供給側)構造改革」の実行である。従来型製造業における供給体制の構造改革——特に鉄鋼、石炭、不動産などの供給過剰解消——を進めつつ、産業高度化や新産業育成で新たな「供給力」を付け、成長の軸足の移行を目指す。2ケタ成長時代に後回しにしてきた難題への対応と、新しい発展エンジン立ち上げを両輪で走らせているのが今の中国の姿である(図表1)。

【図表1】 サプライサイド構造改革の概要



(出所)みずほ銀行産業調査部作成

(1) 政策実施状況

「去産能」(＝生産能力過剰の解消)は、現在の中国にとって最も優先すべき課題であり、「第 13 次5カ年計画」(以下、「13・5」)初年度の 16 年も鉄鋼、石炭、非鉄金属産業での政策が

¹ 「中央経済工作会议提出 2016 年五大任务」(2015 年 12 月 22 日新華社報道)

出されている(次頁図表2)。

「去産能」の手法は、国有大手・宝鋼集団と武漢鋼鉄の合併にみられるような合併・事業再編が中心だが、李克強首相は、今後は「破産」も辞さないとの強い姿勢を示している²。

実質的に経営破たんしていながら政府補助金で生き永らえる「ゾンビ企業」は鉄鋼、石炭、化学、セメント、ガラス産業に多くみられ、またその多くが国有企業である³。このため国有企業改革の文脈でも成果が求められている⁴。

(2) 達成への長い道のり

中央政府は鉄鋼・石炭について、16年の削減目標を「石炭 2.8 億トン、鉄鋼 4,500 万トン」と発表⁵したが、同年7月末現在、達成率はそれぞれ 38%、47%で遅れ気味だ。特に鉄鋼は価格上昇に勢いづき、「鉄鋼3省」とよばれる河北、江蘇、山東で軒並み増産に転じる現象が起きた。これに対し国務院は、目先の市況で目標達成が揺るがぬよう、監督強化を進める方針だ⁶。

【図表2】生産能力過剰の解消に向けた主な政策

文書名	対象分野・方針
深刻な生産能力過剰の矛盾解消に関する国務院の指導意見(国発[2013]41号)	- 鉄鋼、セメント、電解アルミ、板ガラス、船舶が対象 - 設備拡張の抑制、設備の立ち遅れた工場の淘汰、違反施設の整理、合併・再編、海外市場の開拓などを定める
一部の生産能力の深刻な過剰業種の生産能力置き換え工作をよく行うことに関する工業和信息化部の通知(工信部産業[2014]296号)	- 鉄鋼、電解アルミ、セメント、板ガラスが対象 - 生産設備の新増設を禁止
鉄鋼業界の過剰生産能力を解消し困難脱出と発展の実現に関する国務院の意見(国発[2016]6号)	2016～2020年に粗鋼 1～1.5 億トン分の生産能力を削減 - ゾンビ企業の処理を加速
石炭業界の過剰生産能力を解消し困難脱出と発展の実現に関する国務院の意見(国発[2016]7号)	2016年から3～5年の間に5億トン分の生産能力を撤退させ、5億トン分を減産再編
良好な市場環境をつくり有色金属工業の構造調整を促進し転換と増益を促すことに関する国務院弁公庁の指導意見(国弁発[2016]42号)	- 非鉄金属の重点品種で需給均衡に - 電解アルミの設備稼働率 80%以上 - 航空、自動車、建築、電子等の領域での消費量拡大
工業企業の構造調整専門奨励補償资金管理弁法(財建[2016]253号)	ゾンビ企業閉鎖、事業整理の伴う従業員保障金等の用途として予算を確保(2年間で総額 1,000 億元)
(出所)中華人民共和国中央人民政府発表よりみずほ銀行産業調査部作成	

それでも内陸部や東北地方など当該産業への依存度が高く代替産業の選択肢の少ない地域ほど、ゾンビ企業の割合が高い上⁷、「歴史遺留問題」⁸など問題が根深く、果断にメスを入れにくい。地方政府系国有企業の場合、中央が政策を出しても、直接のオーナーである地方政府が手を下さない限り改革は進まない。各地がどこまで地元保護主義を捨てられるか、中央がいかに強い監督体制を敷けるかが今後のカギとなるだろう。

2. 「新たな供給力」に向けて

(1) 成長分野と関連政策

一方、新たな供給力獲得を目指している領域についても、中国政府はすでに多くの政策を発表

² 2016年3月の第12期全国人民代表大会(全人代)第4回会議のスピーチ。

³ 中国人民大学国家发展战略研究院「中国僵尸企业研究报告—現状、原因と対策」2016年7月。

⁴ 商務部 HP「国资委部署央企去产能工作」2016年7月9日付。国有企業改革については2016年3月14日発刊 Mizuho Short Industry Focus Vol.145「中国国有企業改革の現状—改革は『民営化』なのか—」(権田理恵)を参照。

⁵ 世界経済フォーラム、夏季ダボス会議(2016年6月)での発言。

⁶ 「人民日報海外版」2016年8月1日付、「21世紀経済報道」2016年7月28日付などによると、鉄鋼では全国28省市自治区が実施計画と「達成誓約書」を国務院に提出済みという。

⁷ 前掲「中国僵尸企业研究报告—現状、原因と対策」はゾンビ企業に多い特徴として①西南・西北・東北地域に所在、②国有企業・集体企業、③創立30年以上の歴史の長い企業—などの共通点を指摘している。

⁸ 計画経済時代から続いている各種の過度な負担や非効率な形態。特に従業員家庭の衣食住・教育等すべてを会社が背負う「企業办社会」など。

【図表3】成長分野に関する主な振興政策と該当領域

政策	①先端産業・製造業のハイエンド化・イノベーション、ベンチャー育成	②国民生活の向上・社会の安定に寄与する産業(格差是正、農村振興、社会福祉関連など)	③質の高い商品・サービスの供給力向上/文化・体育事業
第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会、2013年)	新技術・イノベーションの発展/創業(ベンチャー育成)奨励	農業・農村経営の現代化/中小都市開発/教育・就業/養老介護・医療/食品・医薬品/環境保護	民間文化企業の発展・開放/医療など保険制度・市場の充実
「中国製造2025」(国発[2015]28号)	情報技術/工作機械・ロボット/航空宇宙技術/海洋エンジニアリング・船舶/軌道交通/新エネルギー車/電力装置・設備/農業機械・設備/新素材/バイオ医薬・医療機器		
「“インターネット+”行動を積極推進することに関する国務院の指導意見」(国発[2015]40号)	ベンチャー創業・イノベーション/製造自動化/人工知能	現代農業/スマートエネルギー/行政サービス(医療・シルバーなど)/交通/環境保護	金融/物流/Eコマース
「新消費で新しい供給の新エンジン育成加速を積極的にリードすることに関する国務院の指導意見」(国発[2015]66号)	情報消費(自動化、ロボット、自動車、小売り、旅行、文化、娯楽、農業、教育、医療などをIoTでつなぐ)	エコ消費(空気清浄器、浄水器、エコ家電、エコ建材など)/農村消費	サービス消費(教育、医療・健康、養老、旅行、ゲーム・コンテンツなど文化)/トレンド消費/品質消費
13・5国家科学技術イノベーション計画(国発[2016]43号)	情報技術、スマート製造、新素材、クリーンエネルギー、交通技術、海洋、衛星、	農業技術、環境保護、資源再生、医療健康、新型都市化、公共安全防災	食品製造、サービス業

(出所) 中華人民共和国中央人民政府発表よりみずほ銀行産業調査部作成

しており、全体的な方向性は下記①～③に大別できる。

- ① 「中国製造2025」、「インターネット+」に見られるような先端産業の高度化、イノベーション
- ② 「小康社会」に象徴される格差是正、農村発展、医療・介護など国民生活の質的向上、社会の安定に資する領域
- ③ 質の高い商品・サービスの供給、および文化・体育事業

昨今、日本で見られた中国人観光客による「爆買い」現象は、個人消費レベルにおいて、国内供給力と消費者ニーズが合致せず消費が海外に流れてしまった、③の弱みを端的に表す事例である。消費を経済発展の推進力にしたい中国政府としては痛恨の極みであり、海外購入品の国内持ち込み税率を引き上げたり、越境ECへ関税を適用するなど

「力技」も導入しつつ⁹、国内産業における供給力の強化を急いでいる。

これまで発表された主な政策と対象産業をまとめると図表3のようになる。

(2)「開放」とネガティブリスト制

「市場化」(＝市場原理に基づく経済発展)を掲げる習近平政権にとって、成長分野における民間投資への期待は大きい¹⁰。上述①～③についてもメインプレイヤーが民営企業である産業が多く、市場開放、規制緩和など民間投資促進の施策もスピードが求められている。

その一つとして進行中なのが、ネガティブリスト制度だ。市場参入を禁止・制限する業種をまとめた

⁹ 「关于调整进境物品进口税有关问题的通知」(税委会[2016]2号)、「我国将自4月8日起实施跨境电子商务零售进口税收政策并调整行邮税政策」(2016年3月24日财政部)

¹⁰ 中国政府HP「民间投资增速回落：李克强为什么抓住这件事不放？」(2016年7月19日)

リスト(ネガティブリスト)を作成し、それ以外の領域での平等な参入を認める同制度は、16年3月にはリスト草案と天津、上海、福建、広東の4省市での試験導入を発表、18年の全国施行を目指している¹¹。

同制度は外資企業への適用も検討中である。現状、外資企業の参入可否は「外商投資産業指導目録」で定められているが、これをネガティブリスト制に統一する考えだ¹²。背景にあるのは、急増する中国企業の海外買収によって、従来の「外国から出資・設立された企業＝外資企業」という単純な分類が困難になりつつある現実である。同時に、これまでの外資三法(「中外合資経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」)に代わる新しい「外国投資法」も制定作業が進行中で、「海外の中国資本が中国国内に設立した企業」と「外国企業が中国に投資・設立した企業」を統一的管理しつつ、外資に対する規制緩和などを目指す方向性を固めつつある¹³。

(3) 活発な海外買収

成長分野の発展加速を補完する手段として現在、精力的に行われているのが企業買収である。例えば家電大手・美的集団による独ロボット企業 KUKA 買収の例は、「中国製造 2025」のロボット産業¹⁴の

ロードマップの実現可能性を高める効果をもたらすだろう。

「去産能」に伴う痛みが大きいほど、成長分野の発展は急を要する。買収は製造業のほか、ホテルなどサービス業や、サッカーチーム・映画といった文化・体育事業など広範囲に及び、まさに前頁図表3①～③の領域をカバーするものとなっている。

法整備もこの動きを後押ししている。買収に際しての当局への事前許認可の一部不要化や、買収資金の調達利便性向上などが進みつつあり、M&Aの動きに弾みをつけている¹⁵。

3. 問われる「ソフトの力」

習政権は、高成長時代の「負の遺産」の解消と、新しい発展モデル構築に「13・5」で取り組む。この両輪走行は当面続くことが予想され、特に「去産能」は、沿海部では比較的進む可能性が高いものの、内陸部や東北地方など問題が深刻な地域ほど社会不安を招くリスクと表裏一体であり、慎重なかじ取りが求められる。

ゆえに伸びしろとしての成長分野の加速は不可欠かつ喫緊である。当該分野への補助金など行政で可能な支援策はさまざまに講じられ、その後押し効果はある程度、見込めるだろう。

だが、頼みとする民間投資は16年8月現在、過去10年来初の減少となっており、李克強首相の檄が飛ばされたばかりだ¹⁶。民間企業の積極姿勢を引き出すために、税制改革、行政手続きの簡素化、

¹¹ 関連政策は「国务院关于促进市场公平竞争维护市场正常秩序的若干意见」(国发[2014]20号)、「国务院关于实行市场准入负面清单制度的意见」(国发[2015]55号)、「国家发展改革委、商务部关于印发市场准入负面清单草案(试点版)的通知」(发改经体[2016]442号)など。対象となる領域は「草案」段階で計328業種、うち禁止類96業種、参入制限類232業種となっている。

¹² 「中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见」(2015年5月5日)。

¹³ 「商务部就《中华人民共和国外国投资法(草案征求意见稿)》公开征求意见」、「关于《中华人民共和国外国投资法(草案征求意见稿)》的说明」(2015年1月19日)

¹⁴ ロボットは10大領域の1つ。10大領域は 1.次世代情報技術、2.工作機械・ロボット、3.航空・宇宙設備、4.海洋エンジニアリング・ハイテク船舶、5.軌道交通設備、6.新エネルギー自動車、7.電力装置・設備、8.農業機械設備、9.新素材、10.バイオ医薬・医療機器

¹⁵ 「境外投资项目核准和备案管理办法」(国家发改委令9号、2014年)、「商业银行并购贷款风险管理指引」(银监发[2015]5号)など

¹⁶ 中国政府 HP「民间投资增速回落：李克强为什么抓住这件事不放？」2016年7月19日掲載。

社会保険料引き下げなど企業の負担を軽減する政策も次々打ち出されており、一定の効果が出るだろう。ただ、これまで労せずアドバンテージを享受し続けてきた国有企業との平等な競争環境が整うのか、「市場化」に対する信頼をさらに高める手当ても必要であろう。

国内経済で難問が山積する分、海外戦略の持つ意味は重要となる。その狙いは、企業買収などを通して自社製品やノウハウの取得を図ることであると同時に、「走出去」「一带一路」のように海外市場の獲得そのものにかかる期待も大きい¹⁷。政府としては、今後も可能な限りの政策を打ちつつ成長分野の発展を支援するだろう。そのスピード感は日本人の想像を上回るものであるのは間違いない。

そこで次に注目されるのは実行後の行方である。例えば、発展加速手段としての海外企業買収は、規制緩和を受けて、より有効な手段となりうる。だが過度にこの手法に偏れば、被買収側の国に警戒心を抱かせ国際的な緊張をもたらしたり、買収側の中国企業が巨額の債務を抱え込んだりする可能性も看過できない。また買収そのものが成功しても、次は、「その後のマネジメント」を問われる段階に入る。大型買収ほど、経営効率やガバナンスに問題を抱える国有企業に関わる案件が多いだけに、被買収企業のさらなる技術革新や国際的なマネジメントを維持・発展させることができるのか、といった点にも関心が集まるだろう。

一方、自主的な国内の取り組みに目を転じてみても、そもそも成長分野は、総じてサービス業や文化事業、また製造業においても研究開発・イノベ

ションといった「ソフト」なノウハウをより多く必要とする領域が多い。

今後は、中国にとって、これまで経験の浅い「軟實力」(＝ソフト・パワー)を問われる局面が増えることは間違いなからう。それは政策のルールを敷いただけで直ちに上手く走れるという性質のものでもない。人工知能(AI)のような次世代産業で力をつけているのは百度(Baidu)、阿里巴巴(Alibaba)、騰訊(Tencent)など民営企業である。先進国のイノベーションの取り組みを見ても、産官学連携、オープンイノベーションなど広い協働が不可欠となっている。強い政治力によって急速な発展を遂げてきた中国の次の成長ステージには、国が民間のアイデアや力を柔軟に取り込み政策に連携させる動きが必要となろう。同時に、中国国内で不足するノウハウについては、国際市場において経験豊富な海外の企業・国とも連携を図る動きも求められることだろう。

※本稿は権田理恵「サプライサイド構造改革の目指す先」(みずほ産業調査 Vol.55「中国経済・産業がもたらす『脅威』と『機会』—日本産業・企業はどう向き合うべきか—」2016 年9月 29 日)の抜粋、転載です。全文は以下 URL をご参照ください。

<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/bizinfo/industry/sangyou/m1055.html>

¹⁷ 「中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见」(2015 年 5 月 5 日)



台湾新政権下における 中台関係と経済の行方(後編) ～蔡新政権の経済政策を展望する～

安本 佑 みずほ銀行 台北支店
ビジネスソリューション課

先月号に引き続き台湾蔡新政権を取り上げる。先月の前編では民主進歩党(民進党)が8年ぶりに政権交代するに至った経緯をヒマワリ運動、統一地方選も含めて概説した。政権交代の背景には、中国国民党(国民党)が推進した「対中接近に伴う経済成長」路線の限界、および「現状維持」の一線を越えた対中開放があった。その反動から民進党には「対中開放に頼らない経済成長」が期待されている。後編では過去の経済指標を紐解きながら経済成長達成への課題を考察する。

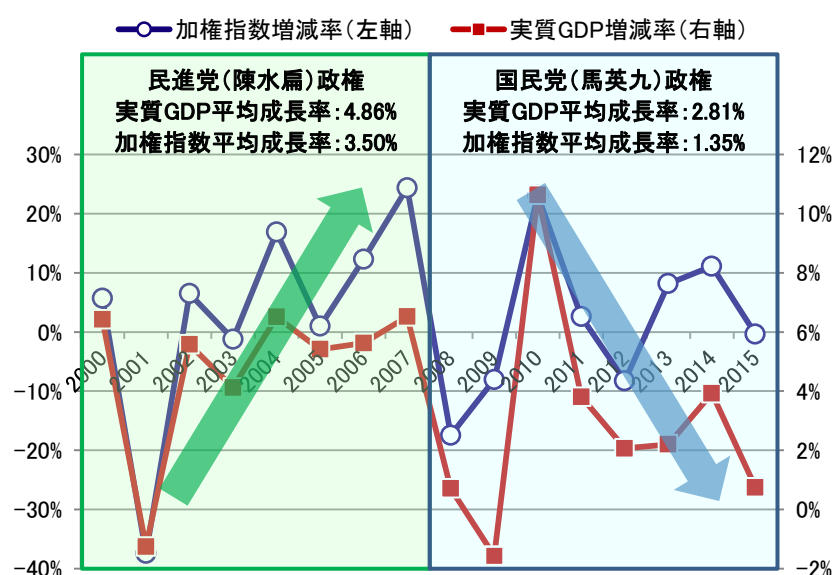
【民進党＝経済政策は不得手】のイメージは正しいか

本稿執筆時点(2016年9月現在)では成立間もない蔡新政権の経済政策への評価は定まっていない。

ただ、大企業の多くが中国に進出している台湾では、中国との距離感はそのまま業績に影響する。さらに2000年以降の民進党・陳水扁政権時代に、初めての政権交代かつ国民党多数の「ねじれ国会」の時期もあり政策実行がスムーズに進まなかったこと等から【民進党＝経済政策が不得手】とのイメージが根強く、対中関係の冷え込みも想定され、経済界を中心に経済政策への懸念が一定程度、存在すると考えられる。蔡新政権にとっては、その不安を跳ね返せるかが喫緊の課題となろう。

しかし実際のところ、00年～15年までのGDP、加権指数¹の平均伸び率は民進党政権下の方が高く、統計上のパフォーマンスでみると民進党政権が劣っているわけではない(図表1)。また民進党政権

【図表1】2000年以降の各政権下の実質GDP・加権指数増減率推移



(出所) 台湾証券取引所、台湾政府統計

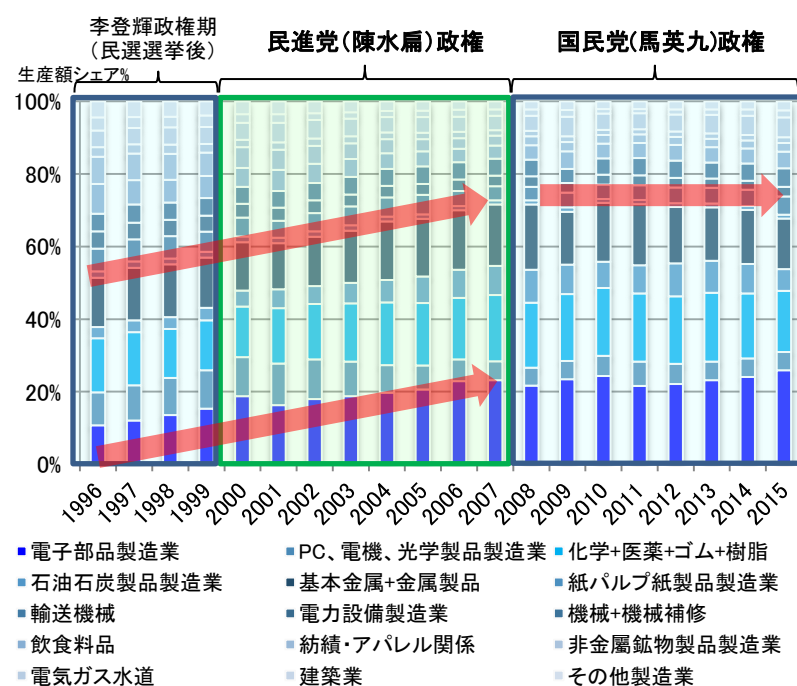
¹ 台湾証券取引所に上場しているすべての銘柄の時価総額加重平均で算出した株価指数。

はITバブル崩壊、国民党政権はリーマンショックと、両政権とも政権前半に世界的な経済ショックに見舞われているが、民進党政権の経済成長率が持ち直したのに対して、国民党政権では経済成長率は振るわなかった。

民進党政権期には産業構造転換も進んだ(図表2)。台湾は電子・電機産業の産業シェアが大きい

が、半導体や液晶を含む電子部品産業が躍進したのも民進党政権期である(ただし、産業シェアの拡大は李登輝政権期後半から起きている)。民進党政権期には電子・電機産業に加えて化学や金属等の素材産業も成長している。産業構造の変換が進んだこの時期は、図表1のとおり4~6%の経済成長が続いた時期でもある。変化を成長のチャンスと捉える台湾企業の臨機応変な特性の証左ともいえるだろう。

【図表2】台湾の製造業・インフラ・建設業の国内生産額シェア推移



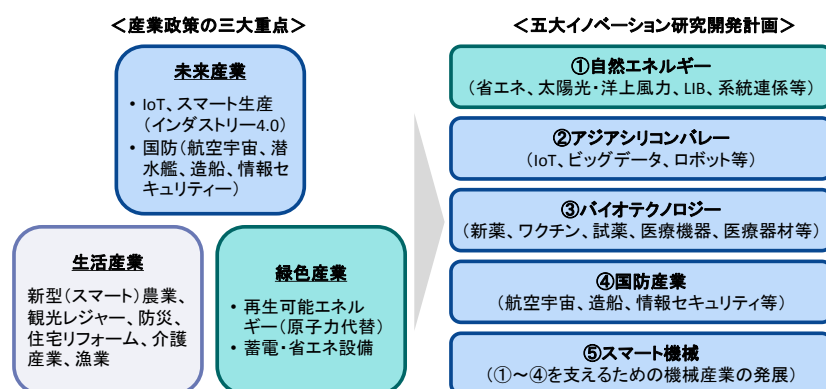
(出所) 台湾政府(経済部)統計

るだろう。

五大イノベーション研究開発計画は本当に革新的か

さて、蔡新政権の経済政策は「五大イノベーション研究開発計画(五大創新研發計畫)」と「新南向政策」に集約されるだろう。実は、この「五大イノベーション研究開発計画」の発表前に、民進党は産業政策における三大重点産業として「未来産業」「生活産業」「綠色産業」を掲げている²。「五大イノベーション研究開発計画」は「未来

【図表3】民進党政権の産業政策



(出所) 民主進歩党ホームページ

産業」と「綠色産業」の注力分野から構成されており、両産業発展の実施細則として「五大イノベーション研究開発計画」が構想されたと考えられる(図表3)。

² 民進党ホームページ「掌握未來、生活、綠能三大發展重心 蔡英文：帶動產業再發展，扭轉悶經濟」

しかし当該計画と前国民党(馬英九)政権の重点分野を比較すると(図表4)、蔡新政権で重点産業として掲げられている産業は、実は前国民党政権から大きく変わっていない印象を受ける。分類、順序や細かい呼称こそ異なるものの、医療、グリーンエネルギー、農業、介護、観光等はほぼ共通する。

民進党の支持基盤である南部での産業振興、2025年までのゼロ原発達成、兩岸関係の緊迫化に備えた国防力の強化等、民進党固有の事情を反映したものもあるが、注力分野を大きく入れ替えるには至らなかったと推察される。

実際の産業発展を担う台湾企業においては、既にこれらの分野に積極的に取り組んでいる。例えば、鴻海等の大手EMS(電子機器受託製造メーカー)は「五大イノベーション研究開発計画」が発表される前からパソコンや携帯電話から医療機器、クラウド関連機器、ロボットやVR(仮想現実)機器への参入を発表している。こうしたことからみても、「五大イノベーション研究開発計画」における注力分野は、前国民党政権の重点分野を踏襲していると見ることができよう。

【図表4】国民党政権・民進党政権の重点分野

＜国民党(馬英九)政権下の六大新興産業＞		
六大新興産業		該当する品目、サービス等
①バイオ医療	● 後発医薬品、原薬、血糖値試験紙と血糖値測定機、健康食品、血液製剤、インフルエンザや血清ワクチン	
②医療介護	● 国際医療サービス、インテリジェント医療サービス、保健・健康維持、長期介護と医療介護	
③文化創造	● テレビ、映画、ポピュラー音楽、デジタルコンテンツ、デザイン、工芸産業	
④観光・旅行	● 全域ではグルメ、温泉、医療観光を前面にし、地域により特色を出す	
⑤グリーンエネルギー	● 太陽光発電、LED 照明、風力発電、バイオ燃料、水素エネルギーと燃料電池、エネルギー情報通信、電動車両等	
⑥ハイエンド農業	● 有機農業、産地履歴、卓越農業、ロハス農業	
＜民進党蔡英文政権が発表した三大重点産業・五大イノベーション研究開発計画＞		
三大重点産業	五大イノベーション	該当する品目、サービス等
緑色産業	①自然エネルギー	● 省エネ、太陽光・洋上風力・地熱・潮汐・バイオマス、LIB・燃料電池、系統連係等
	②アジアシリコンバレー	● IoT(モノのインターネット)、ビッグデータ、ロボット、スマートカー、スマート物流
未来産業	③バイオテクノロジー	● 新薬、ワクチン、試薬、医療器材、医学精密機器、検査医療材料、整形外科等
	④国防産業	● 航空宇宙(無人航空機・次世代戦闘機等)、造船、潜水艦、情報セキュリティ
	⑤スマート機械	● ①～④を支えるための機械産業の発展(板金、鋳造、スクリューなどの部品、設計等)
生活産業		● 新型(スマート)農業、観光レジャー、防災、住宅リフォーム、介護産業、漁業
(出所)InvestTaiwan、民主進歩党ホームページ		

(出所) InvestTaiwan、民主進歩党ホームページ

新南向政策～過去の南向政策は成功したか

他方、新南向政策は、経済政策とともに兩岸関係(対中政策)とも密接に関わっており、蔡総統の就任演説でも「新南向政策を推進し、対外的な経済の形態および多元性を強化し、従来の単一市場に依存し過ぎた現象と決別する」³と言及している。

「従来の単一市場」が中国を指すように、新南向政策は中国への経済依存からの脱却を目指している政策である。中国から方向転換する先は台湾よ

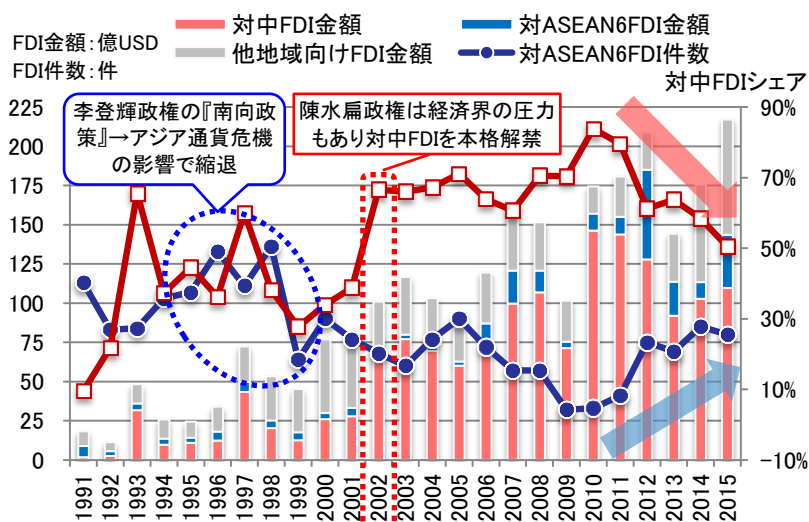
³台北駐日経済文化代表処「蔡英文総統就任演説」

り南の東南アジアやインド、オセアニアが主眼とされている。そして『新』南向政策とあるように南向政策は今回が初めてではない。

過去 25 年の対中国・ASEAN 対外直接投資 (FDI) の推移 (図表5) をみると、1990 年代後半に ASEAN 向けの FDI 件数が増加しているが、99 年に急減している。当時の李登輝政権は南向政策として主に東南アジアへの台湾

企業進出を推進し、投資件数は増加したが、アジア通貨危機により東南アジアへの進出は急減し、南向政策は事実上、潰えた。その後の陳水扁政権も南向政策を志向したが、01 年に経済界の圧力等から対中 FDI を本格解禁した結果、02 年以降、対東南アジアよりも対中 FDI が急増することになった。中国は以後、台湾の最大の投資先となる⁴。

【図表5】台湾からの対中国 FDI 金額、対 ASEAN6 FDI 金額・件数の推移

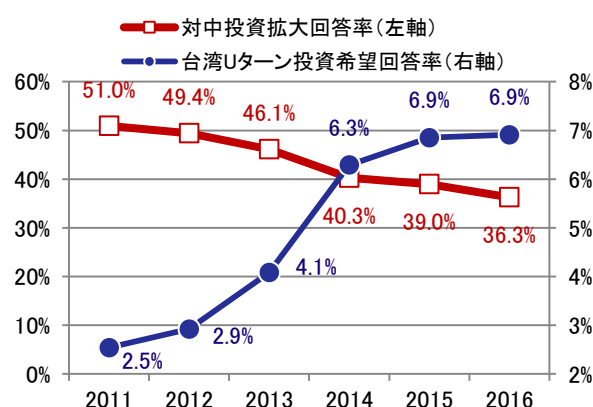


対中開放を続けた国民党 (馬英九) 政権下では、リーマンショック後も経済成長が続いた中国への FDI は更に進み、10 年～11 年にかけて対中 FDI のシェアは 80% に至った。しかし、12 年は中国経済の伸び悩みから、対中 FDI 金額・シェアは減少。金額は 13 年以降戻りつつあるが、投資対象国・地域別の金額シェアは低下している。併せて、積極的な南向政策がとられずとも対 ASEAN 投資件数は増加している。

電機電子メーカーの業界団体 TEEMA のアンケート (図表6) によれば、11 年以降、「対中投資を拡大する」と回答した企業の比率は減少傾向にある。同時に「台湾への U ターン投資 (回台投資) を希望する」と回答した企業の比率は年々増加しており、TEEMA は中国での賃金上昇と労働力不足が原因と分析している⁵。

過去の南向政策の結果を見る限り、アジア通貨危機、中国への投資ブームでいずれも頓挫した。

【図表6】「対中投資拡大・台湾 U ターン投資の意欲がある」企業の回答率推移



(出所) 台湾区電機電子工業同業公会 (TEEMA) 『大陸地区投資環境リスク評価調査』

⁴ 2001 年 9 月、対中投資のスタンスはそれまでの「戒急用忍」(急がず忍耐強く)との慎重スタンスから「積極開放・有効管理」に変化した。

⁵ 中央廣播電臺 2016 年 8 月 23 日 「調査: 台商增加大陸布局意願連 6 年下滑」

足もとでは、対中 FDI は頭打ちとなり、対東南アジア FDI が増えつつあるが、こうした中国外への投資先シフトは台湾政府が主導したものではなく、台湾企業の経済原則に基づいた行動が根底にある。その点では、新南向政策は台湾企業のパラダイムシフトを追認するものと言えるだろう。

終わりに～「対中開放に頼らない経済成長」のために何が必要か

以上、蔡英文政権成立前からの経済指標を紐解いてきた。繰り返しになるが、「五大イノベーション研究開発計画」も「新南向政策」も、担い手は台湾企業である。台湾企業の努力が産業構造転換をもたらし、経済成長をもたらす。そして、蔡英文政権が政策を検討、実施する前から台湾企業は既に動き始めている。台湾政府は台湾企業の動きをサポートできるだろうか。

残念ながら今の状況を見ると楽観できないようだ。16 年6月には、台湾最大の化学メーカーであり、ベトナムで初の本格的な高炉一貫製鉄所を建設、稼働準備中だった台塑集団 (Formosa Plastics Group) が工場排水による魚の大量死を引き起こし、地元の漁業に大打撃を与えたとして、5億米ドル (161 億新台幣ドル) の賠償をベトナム政府から命じられた⁶。台塑とベトナム政府との交渉で台湾政府が支援したという表立った報道は確認できていない⁷。

製造業を支える銀行業でも「新南向政策」は必ずしも順調ではない。台湾の金融当局によれば 16 年7月までに台湾当局から海外拠点の設立許可を得

ながら現地当局の許可を得られていない銀行は 34 行存在し (中国は除く)、うち 21 行については ASEAN 加盟国への進出を検討していた (21 行のうち 10 行はベトナムへの進出を計画)。こちらについても現時点では、台湾政府による事態打開策は確認できていない⁸。

台湾内でも課題は存在する。蔡英文政権が労働者保護のため制定を目指した「一例一休」 (事実上の完全週休二日制) および国定休日の見直しが産業界の強い反発を受け、国会審議が一時膠着する事態に陥った。国定休日の混乱等をめぐっては、人材派遣大手の一零四資訊科技のアンケート (16 年8月発表) で約 60% の企業が蔡英文政権に不満と回答する結果となっている⁹。

今後、蔡英文新政権は台湾企業との関係を改善し、新南向政策を推進して、経済成長をもたらすことができるか。任期半年を見据えて、台湾経済を成長軌道に乗せることができるか、引き続き状況を注視したい。

⁶ 聯合新聞網 2016 年 7 月 1 日「台塑允賠償 161 億…帶你了解越南死魚事件始末」

⁷ 聯合財經網 2016 年 6 月 15 日「新南向政策面臨考驗／台塑越鋼 延後投產」

⁸ 聯合報 Focus 8 月 28 日「東協對台灣大小眼？國銀卡在新南向路上」

⁹ 中時電子報 2016 年 8 月 19 日「最不滿意 3 件事 都和勞資爭議有關 企業評蔡英文 滿意度死亡交叉」



新税制導入後の 中国における越境 EC の動向

張 玉美 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国の EC(電子商取引)市場が活況をみせている。中国電子商務センターの統計によると、2015 年の EC 全体の市場規模は前年比 36.5%増の 18.3 兆元に上ったとされ、その勢いはますます加速するばかりだ。一方、中国人消費者と海外商品を結ぶ越境 EC については 16 年4月の新税制導入を受け、税メリットの縮小による今後の成長減速が懸念されている。本稿では、越境 EC にかかる新税制導入を受けた変更点とその影響、そして足もとの華南地域の現状について紹介する。

越境 EC の成長と新税制の導入

中国越境 EC は近年、著しく成長を遂げた。特に、インターネット経由で海外製品を注文し、国際配送してもらう『直郵モデル』や、予め保税區に輸入した海外製品をネットで注文し、配送してもらう『保税區モデル』は、いずれも消費者の個人輸入として取り扱われるため、一般貿易の場合に課せられる関税、増値税、消費税の代わりに、税率の低い小包税(行郵税)のみが課せられていた¹。このため、消費者にとって割安な価格で海外製品を購入できることになり、爆発的なブームを呼んだ。

一方で、越境 EC は税関の検査率が低いため、適正な税の支払い漏れとなるケースが多発していた。また一般貿易での輸入商品よりも税率が極端に低いことについて、企業の経営環境や国内販売市場に悪影響を与える可能性などが指摘さ

れたことで、中国政府は今年4月から、「越境電子商取引小売輸入の税收政策に関する通達」²に基づく新たな税制を導入。増値税・消費税の軽減措置等が享受できる「越境 EC 小売輸入商品リスト」³(ポジティブリスト)を公布するとともに、減免措置の適用上限額を設定し、越境 EC の急速な発展にブレーキをかけた。

当該通達では税率の変更やポジティブリスト導入のほか、保税區モデルの越境 EC で輸入された一部貨物について、通関証明の発行も義務化された。ただし、この取り扱いについては、企業から手続きの煩雑さなどについて改善を求める声が大きかったことを受け、17 年5月 11 日まで1年間を暫定期間とし、上海や深圳など 10 の試験都市では通関証明書の提出を求めないこととなった。また、化粧品、粉ミルク、医療機器、健康食品等

¹ 過去の一般貿易と越境 EC の税率の違い等については、本誌第 46 号(2015 年 6 月号)を参照されたい。

² 財政部 海關总署 国家稅務總局『关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知』(財關稅[2016]18 号)

³ 跨境电子商务零售进口商品清单
跨境电子商务零售进口商品清单(第二批)

【図表1】税制変更後の税率比較(越境 EC・保税モデル)

品目	商品価格	旧税制	新税制(関税免除)		参考:一般貿易(関税課税)	
		行郵税率	①増値税率 (30%減)	②消費税率 (30%減)	①増値税率	②消費税率
食品、粉ミルク、おむつ、健康食品、日用雑貨	≤500 元	—	11.9%	—	17%	—
	500 元<	10%				
アパレル、小型家電	≤250 元	—	11.9%	—	17%	—
	250 元<	20%				
化粧品	≤100 元	—	11.9%	10.5%	17%	15%
	100 元<	50%				

*新旧税制とも減免税率対象限度額内の前提。行郵税は税額 50 元以下は免除。

*増値税率は 17%、化粧品の消費税率は、財税[2016]103 号(16 年 10 月 1 日施行)に基づき、高級化粧品の 15%をもとに試算。
(資料) 財政部、税関総署、国家税務総局「越境電子商取引小売輸入の税收政策に関する通達」等

【図表2】税制変更後の行郵税率比較(越境 EC・直郵モデル)

品目	旧税制	新税制
食品、粉ミルク、おむつ、健康食品、日用雑貨	10%	15%
アパレル、小型家電	20%	30%
化粧品	50%	60%

(資料) 国务院関税税則委員会「入国物品輸入税の調整に関連する問題についての通達」(税委会[2016]2 号)等

を初めて輸入する際に国家食品薬品監督管理総局が求めている輸入許可証や登録、届け出についても執行を猶予したほか、試験都市以外でも『直郵モデル』による越境 EC 貨物については同様の猶予を与えた⁴。

新税制で越境 EC は増税か

ここで、新税制導入後の変更点を整理したい。

まず、保税モデルの場合、ポジティブリストの品目に対しては、当面の関税免除、および増値税、消費税の軽減措置が適用されている。ただし、個人消費用途のみが対象であるため一回当たりの購入額は 2,000 元以下、年間では 2 万元以下に限られる。また、行郵税の対象外となるため、納税額が 50 元までであれば免税になる措置も適用されない。

一方で直郵モデルは、個人による海外製品の輸入、および海外旅行先から持ち込む手荷物も含め、従前通り行郵税が適用される。ただし、税率は従来の 10%、20%、30%、50%の4段階から、15%、30%、60%の3段階へ変更された。納税額が 50 元以下の場合は引き続き免税になる。

それでは、上述の変更により、越境 EC の税メリットはなくなったのだろうか。実際のところ、図表 1 のとおり、保税モデルでは一般貿易と比べた場合、税制変更後も税率は低い。関税がなく、増値税・消費税が軽減されるためだ。旧税制における行郵税適用時と比べても、新税制の適用対象内に収まる金額内であれば、行郵税率が比較的高かったアパレル、小型家電、化粧品などの高価格帯品目では税額が少なくなることになる。一方、直郵モデルは税率が引き上げられた分、全般に税額も高くなっているようだ(図表 2)。

⁴ 2016 年 5 月 26 日 中国政府 HP「[財政部关税司负责人谈跨境电商零售进口有关过渡期监管措施](#)」

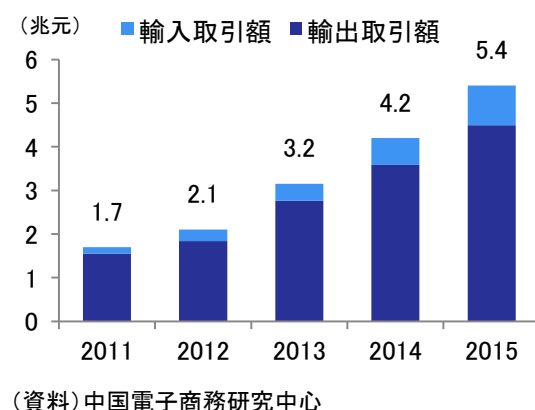
新税制下の企業動向

さて、新税制を受け、企業の間では香港に物流拠点の設置を加速する動きが出始めている。17年5月の暫定期間終了後は新たな税制下で輸入手続きが煩雑になるため、通関証明が不要な個人輸入が増えることを見越し、中国に隣接する香港を活用して在庫管理や輸入・配送業務を行うことを模索する越境 EC 企業が増えているためだ。香港の物流業界ではこうしたニーズを受け、中国本土での保税倉庫業務の見直しに着手するケースもみられる。本土での事業拡大ペースを緩めることを検討する一方で、中国人消費者の個人輸入増に備え、米国や欧州で物流倉庫の建設に着手しているのだ。海外のベビー用品を中心に扱う越境 EC サイト「貝貝 (beibei.com)」もアジアと欧州で倉庫を建設中であるほか、アパレルなど主に女性向け商品を取り扱う EC サイト「唯品会 (vip.com)」も、ブランドとの提携や海外での直接調達先を強化するほか、自社で海外に倉庫を設けるなど対策をとっていくとしている。

越境 EC の進展に期待

越境 EC の取引総額は 15 年、前年比約 28% 増の 5.4 兆元 (約 86.4 兆円) であった⁵。このうち、海外から中国国内への輸入は 16.8% に過ぎないものの、年々そのシェアを伸ばしている (図表 3)。新税制の施行に伴い、越境 EC の税メリットは以前ほど小さくなった部分もあるものの、越境 EC 市場を規範化し、国内 EC 市場全体を長期的な有望市場とし成長させつつ、国内消費拡大による経済成長戦略を推進していく当局の方針に変

【図表3】越境 EC 取引額の推移



わりはないものと思われる。中国国内の製造業が、進化する消費者ニーズを満たすまでの時間に、消費者が求めている良質な商品をいち早く、海外から届けることができるのか。さらには、将来的な国内 EC 市場展開への布石とすることができるのか。越境 EC 市場に取り組む企業の戦略が問われている。

⁵ 中国電子商務研究中心のデータより。1 円＝約 16 円で換算。



【Philippines】

フィリピンの会社清算

寺田 未来 Teradatrust Advisory Inc.

1. はじめに

フィリピンの第 16 代大統領としてドゥテルテ氏が就任、新政権が発足して約3カ月が経過した。新政権発足後の8月18日付で国家経済開発庁(NEDA)が発表した、第2四半期の実質 GDP 成長率は前年同期比 7.0%であり、旺盛な個人消費などに牽引され、引き続き高成長を維持している。これまでの新規進出企業は、フィリピンの豊富な労働力に着目した労働集約型の輸出企業が多かったが、昨今はフィリピン国内市場に着目した内販企業が増加傾向にある。

中でも増加傾向にあると感じる事例として、これまでは駐在員事務所としてフィリピン市場の情報収集等を担ってきたが、国内需要の増加により、内販型の現地法人設立を検討するケースが挙げられる。この際の注意点として、“駐在員事務所から現地法人への格上げ”は不可という点である。よって、駐在員事務所を閉鎖し、新規に現地法人を設立する

手続きが必要となる。駐在員事務所の閉鎖手続きは、基本的には現地法人の会社清算手続きと同じプロセスを経なくてはならず、非常に煩雑であり、時間とコストがかかる。本稿ではフィリピンでの会社清算手続きについて説明したい。

なお、フィリピンにおける法人の位置付けから見た場合、駐在員事務所は外国法人、現地法人は国内法人であるため(表1)、格上げは不可能であるが、外国法人同士である駐在員事務所から支店へのライセンス変更手続きは可能である。

2. 会社法における清算の規定

(1) 現地法人の場合

現地法人はフィリピンにおける国内企業であり、フィリピン会社法の下で設立された法人である。清算に関しては、同法第 14 部の「解散(Dissolution)」にて規定されているが、一般的に採用される清算方法は第 120 条の「会社の存続期間を短縮することによる解散(Dissolution by shortening of corporate term)」である。

フィリピンの会社は通常、設立時より 50 年の会社存続期間が定款にて定められており、この存続期間を解散日まで短縮することにより会社としての活動を停止し、その日以降は会社の清算期間(Winding up Period)となる仕組みである。

【表1】法人形態区分

形態		位置付け
1) 駐在員事務所 Representative Office		外国法人
2) 支店 Branch Office		外国法人
3) 現地法人	外資 100% Wholly-owned Subsidiary	内国法人
	外資 40%未満	

(資料)フィリピン会社法

上述の清算期間は3年間と定められており、会社法第122条にて「訴訟の原告または被告として必要な対処を行うため、また、事業を清算閉鎖するため、もしくは財産を処分、移転し、残余財産を分配するため」と規定されている。

(2) 支店・駐在員事務所の場合

支店や駐在員事務所は、フィリピン国外に本社を持つ外国法人の延長であるため、固有の法人格や株主等を有さないが、閉鎖手続き自体は現地法人の清算手続きとほぼ同じである。主な相違点としては、現地法人の場合は上述の通り、取締役会で企業存続年数の短縮を決議する一方、支店や駐在員事務所の場合は事業体の閉鎖を決議する点が異なる。また、事業体閉鎖を決議した決議書は、フィリピンから見て海外にある本社で決議書が作成されるため、作成地での公証およびフィリピン大使館にて認証を受ける必要がある点も相違点である。

3. 手続き

(1) 手続き対象機関

企業の清算・閉鎖手続きは、設立手続きを実施したすべての政府機関に対して行う必要があり、主な政府機関は下記の通りであるが、最初に手続きを実施するのは労働省(DOLE)となる。清算・閉鎖の決議後、影響のある従業員および労働省に対するの通知を行う必要があり、これは清算日(Closure Date)の30日前までに行わなければならない。

- 労働省 (Department of Labor and Employment/DOLE)
- 地方自治体(Local Government Unit/LGU)

- 国税局(Bureau of Internal Revenue/BIR)
- 証券取引委員会(Securities and Exchange Commission/SEC)
- 社会保険関連機関 (Social Security System/SSS, Philippine Health Insurance Corporation/PHIC, Home Development Mutual Fund/HDMF)
- PEZA 等の投資促進機関(登録がある場合)

(2) 手続き概要

- (a) 会社清算と存続期間の短縮による会社定款の変更についての取締役会決議(過半数)

主な記載事項は以下の通り。

- 存続期間の最終日(清算日)
- 清算代理人の任命:代理人の機能としては、清算期間中、株主に代わって会社の財産を処分し、株主に対して清算配当を実施することなどが挙げられる。一般的には、居住者を選出する。

- (b) 上記についての株主総会決議(2/3 以上)

- (c) 公告(3週間)

- (d) 税務署からの税務証明書の入手(過去3年間の納税に関しての Tax Clearance)

- (e) 証券取引委員会(SEC)への書類提出

実際には、税務署からのクリアランス取得(上記(d)の工程)に相当な時間を要するため、

証券取引委員会への解散届出が存続満了日より大幅に遅くなる。

4. 税務上の注意点

(1) 税務証明書(Tax Clearance)の取得

清算決議実施後、税務署より過去3年間のクリアランスの取得が必要となるが、このクリアランスの発行に際しては通常、過去3年間の税務調査が実施される。この税務調査の結果、追徴課税等が発生した場合、それを納付することにより、クリアランスが発行される。

(2) 清算日～解散届出完了までの税務申告

清算決議後、税務署への清算申請を実施することにより、一般的にはそれ以降の通常の税務申告手続きが免除されるが、管轄の税務署支局によって手続きが異なる可能性もあるため、注意が必要である。

5. まとめ

法人清算・閉鎖にかかる所要期間は、税務署からのクリアランス取得までの所要期間に応じてまちまちであるが、一般的には年単位である。駐在員事務所であってもその所要期間が大幅に短縮されることはなく、解散届出が完了するまで、定時報告義務への対応などの維持コストも考慮する必要がある。駐在員事務所の閉鎖手続きを実施しながら、同時に現地法人の設立を行うことは可能であるため、格上げを検討する場合には両方の手続きにかかる所要期間・コストを考慮したうえで計画を立案することが重要と考える。



寺田 未来
(てらだ みき)

米国公認会計士資格合格者
Teradatrust Advisory Inc.



2004年東京三菱銀行(現:三菱東京UFJ銀行)入行。09年米国公認会計士試験合格。同年よりフィリピン進出日系企業に対する投資・会計・税務・労務・法務関連のアドバイザー業務に従事。12年にTeradatrust Advisory Inc.を設立し、“お客様目線でのきめ細かいサービス”をモットーに製造業を中心としたフィリピン日系企業のサポートを幅広く実施している。



【Vietnam】

ベトナムの PE 課税の現状と 将来への対策

福本 直樹 I-GLOCAL CO., LTD.

はじめに

関係会社間取引の国際化が進む中、2015 年 10 月に OECD(経済協力開発機構)による BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源侵食と利益移転)プロジェクトの最終報告書が公表され、税務についても各国法令改正や実務的取り扱いの変更が見られる。

国際税務の二重課税の問題として、移転価格税制に次いで PE 課税の問題は企業にとって頭を悩ませるものであり、常に動向が気になる場所である。ベトナムにおいては 16 年上期までに、外国法人が PE 認定を受けて法人税を課税されるといふ事例は他国ほど積極的には行われていない。

しかし、中国やインドなどにおいて数年前から積極的に課税されていることを踏まえれば、ベトナムにおいても楽観視できるものではない。そこで本稿では、ベトナムにおける PE 課税の現状と将来への展望を解説する。

日越租税条約とベトナム国内法における PE の概念

PE とは Permanent Establishment(恒久的施設)の略で、外国法人の支店やプロジェクトオフィスなど、事業を行う一定の場所であって、その外国法

人がその事業を全部または一部を行っている場所のことをいう。

OECD のガイドラインに従い、通常は「PE なければ課税なし」というのが国際的な課税ルールとなっている。しかし、各国の税務局により PE の認定については解釈が異なるため、将来において追徴課税されてしまうケースが生じる。

ベトナム 国内法 では、Circular205/2013 /TT-BTC において詳細が規定されており、日越租税条約と PE の概念については大きな違いはない。当該条約に記載されている例示は以下の通りである。

- (1) 事業管理の場所、支店、事務所、工場、作業場、鉱山・石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所、倉庫を有する場合。
- (2) 建設工事現場や据付けもしくは組み立て工事やこれらに関連する監督活動が6カ月を超える場合(国内法では、3カ月または6カ月のうち各国との租税条約により判断されるものとしており、日本との租税条約においては6カ月を超えるものとされている)。

- (3) 自社の従業員、その他の者を通じて行う
コンサルタント業務を含む役務提供を行
う場合で、単一の事業または複数の関連
事業について 12 カ月の間に合計6カ月を
超える場合。
- (4) 外国法人が自社のために契約を締結す
る仲介人または代理人がベトナムにおり、
代理店としての機能を有する場合。
- (5) 外国法人が自社の名義で常習的に交渉、
契約を締結し、法人の責任者として署名
できるベトナム駐在員、もしくは法人の代
理人として物品または商品を常習的に保
有し、反復して引渡しを行うベトナム駐在
員がいる場合。
- (6) 上記のうち次の場合は PE に該当しない。
- ① 外国法人の物品または商品の保管、
展示のための施設利用
 - ② 外国法人の物品または商品の在庫
を保管、展示のために保有
 - ③ 外国法人の物品または商品を他の
企業が加工するためのみに保有(国
内法はなく租税条約のみ)
 - ④ 外国法人のために物品または商品
を購入し、または情報収集することを
目的とした一定の場所
 - ⑤ 外国法人のための準備的、補助的
な性格の活動を行う場所
 - ⑥ ①から⑤を合わせた活動で、あくま
で準備的、補助的な正確な活動

ベトナム国内法ではさらに具体的な事例をそれ
ぞれ記載しており、特に(3)については、4つの事
例を記載している。

- ① 12 カ月のうちに 183 日超の契約をし
た場合
- ② コンサル契約を異なる内容で4カ月、
3カ月と契約し、3カ月のものは下請
け外国法人に出した場合(下請けの
外国法人はこの契約のみであれば
PE はなし)
- ③ ②の下請け外国法人が別途この契
約に関連する別契約をさら4カ月契
約した場合
- ④ 2年契約の保守サービスで年間 90
日間のメンテナンス業務を取引先の
作業場で行うとした場合(上記(3)に
は該当しないが、(1)に該当)

これらについて PE を有するものとして挙げてお
り、特にベトナムにおいて(3)について注意を払っ
ているものと考えられる。

ベトナムにおける PE 課税の現状

上記において PE の概念として、ベトナム国内
法および日越租税条約において、重なる部分を
説明したが、ベトナムでは外国法人の支店設立
は銀行や弁護士法人などに限られていることもあ
り、駐在員事務所の活動や代理人を PE とみなし
て法人税を追徴する実務は積極的に行われてい
ない。

一方で、ベトナムでは法人税に代わり、ベトナム特有の外国契約者税の問題、および短期滞在者免税の適用を考える際に、PE 課税を検討する必要がある。

まず外国契約者税について、本来であれば上記要件を満たし、PE がないのであれば、相手国において税金は課されないことになるが、ベトナムにおける外国契約者税は原則に反し、課税されることが実務とされている。仮に、租税条約を理由に納税をしなかったとしても、明確になっていない事前の申請手続きを行っていないことや、そもそも後の税務調査で調査担当官の裁量で指摘され理解してもらえないことを理由に追徴されてしまうことが考えられるため、実務的には多くの企業が納税せざるを得ない状況にある。

個人所得税については、技術者などの短期出張者が6カ月以上の役務提供契約に基づく場合は、出張先のベトナム法人から給与等の負担は一切なくとも、当該契約により給与を支払っている外国法人の PE がベトナムにあるとして、租税条約における短期滞在者免税の規定¹が適用されずに、滞在日数が 183 日を超えない場合であっても、非居住者として 20%課税されてしまう。これは役務提供契約が6カ月以上であることから上記(3)に該当してしまうため、原則1日でも滞在したのであれば、非居住者として課税されることになる。

¹ 日越租税条約ではベトナムでの短期滞在者免税について、①ベトナム滞在日数が暦年で合計 183 日を超えないこと、②報酬はベトナム居住者ではない雇用者または代わる者から支払われること、③報酬はベトナムの PE によって負担されるものでないこと、の 3 要件を満たした場合とされている。

そのため、技術支援契約により、人件費相当分を含んでベトナム法人に請求する場合、当該人件費相当分は外国契約者税と個人所得税の双方が課税されることになる(人件費相当分以外は外国契約者税の税率に応じて課税)。

将来の展望と対策

上記の通り、現状は PE とみなして法人税を課税することに対してはベトナムでは積極的ではないが、いくつか懸念される点があるのも確かである。

例えば、16 年3月より駐在員事務所に関する新たな法令として Decree 07/2016/ND-CP および Circular 11/2016/TT-BCT が適用されることになった。従来は駐在員事務所について以下の活動範囲を認めていたが、新たな法令ではこのうち④と⑤が削除された。

- ① 連絡事務所
- ② ベトナムでの外国法人(本社)の協力プロジェクトの促進
- ③ 市場調査
- ④ 本社がベトナム企業と締結した案件の補助と実施促進
- ⑤ その他ベトナムの法律が認める活動

そのため、本社の案件の支援などを駐在員事務所の活動範囲を超えたものとして、当該法改正を機に、法人税を課するといった指摘をされることが考えられる。

また、従前より中国、インドなどでは積極的なみなしPE課税を行ってるため、これらの国に倣い、販売会社が親会社と販売代理契約を行っていることや、駐在員の給与負担や評価、人事を外国法人で行っていることを理由に、法人税課税を指摘することも考えられる。

そのため、駐在員事務所については活動範囲の見直し、それに併せた現地法人化の検討、さらに指揮管理が明らかに出資者である外国法人で行っている場合については、出向契約や社内制度を現地法人の判断で行っているよう見直すなど、将来に備えた事前検討もお勧めする。

おわりに

法人税率や延滞税率が下がる一方で、労働許可書のない出向者の給与額の損金不算入など税法以外の法律にも関連させて税務調査で指摘される事例がみられるようになってきている。PE課税についても、ベトナムでは積極的ではなかったとはいえ、従前より規定はあり、他国でも課税されている状況であるため、いつ指摘事例が増えてもおかしくない状況である。他国であれば指摘されてしまうような潜在的な問題がある場合、活動や規定の見直しをご一考されることをお勧めする。



福本 直樹
(ふくもと なおき)
I-GLOCAL CO., LTD.
シニアコンサルタント



日本の税理士法人勤務時代、外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。現在はI-GLOCAL ハノイ事務所代表としてベトナムに進出している日系企業のサポートを行っている。



【India】インドビジネス最新情報 第 22 回

企業の社会的責任(CSR)に関する 開示事例の検討

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

インドでは 2013 年8月に新会社法(以下、2013 年会社法)が成立し、14 年4月から主要条項が発効した。この際に一定の要件を満たす企業に対して CSR(Corporate Social Responsibility)の実行を要請する条項も導入された。これにより日系企業を含む多くの企業において、新たなコンプライアンスとして CSR 活動および報告の履行責任が課せられた。本制度が導入されて2会計年度が経過しているが、当局のデータベース上では CSR 適用初年度である 14 年度の情報が開示された状況である。本稿では法令上の開示要件を再確認するとともに、企業の実際の開示事例を確認し、分析・検討する。

1. 2013 年会社法での要求事項

①適用要件

2013 年会社法では、会計年度中において次のいずれかの要件に該当する場合、会社は CSR への支出が要求されるとともに、次項以降の対応が必要となる。

- 純資産 50 億ルピー以上
- 売上高 100 億ルピー以上
- 純利益 5,000 万ルピー以上

このため、年度の利益計画を見据えて、会計期間中に以下の要件を超える可能性がある場合には、CSR に関する対応を検討することが必要である。なお、ここでの会社には支店のほか、プロジェクトオフィスなども含まれる。

②CSR 委員会の設置

①の要件を満たす会社は、CSR 委員会を設置し、最低1名の独立取締役を含む、3名以上の取締役により組織されなければならない。なお独立取締役が要求されない会社の場合には独立取締役を選任する必要はなく、また取締役の人数が2名の非公開会社の場合、CSR 委員会は2名の取締役により組織されていれば問題ない。CSR 委員会の任務は次のように規定されている。

- 2013 年会社法で定められている CSR 活動を基礎として CSR ポリシーを策定する
- CSR ポリシーに基づき実際に会社が行う CSR 活動およびその予算を取締役会に提案する
- 適時の CSR ポリシーのモニタリング

③取締役会の役割

取締役会は、CSR 委員会からの提案内容を踏まえて CSR 活動が実施されることを保証し、また

取締役報告書においてこれらの情報を開示する責任を有している。具体的には次の役割を担うことになる。

- CSR 委員を任命し、CSR ポリシーを承認する
- 直近3会計年度の平均純利益の2%の支出および CSR ポリシーに規定される活動が会社により実施されることを保証する
- 取締役報告書において CSR ポリシーおよび活動内容等を開示する

④CSR 活動の内容

CSR 規定の適用対象となる会社は、直近3会計年度の平均純利益の2%を支出することが要求されている。この CSR への支出金額には 2013 年会社法で規定される活動に関連するプロジェクトまたはプログラムに対して行われる必要があり、関連しない活動の場合には当該支出金額に含めることはできない。なお、当支出金額の合計には CSR に従事した従業員の人件費や CSR 活動の補助的行為に関する支出を含めることができるが、これらの金額は CSR への支出金額合計の5%を超えることができない。

CSR 活動の具体的な内容は 2013 年会社法 Schedule VII に規定されており、次の活動となる。

- 飢餓、貧困および栄養失調の根絶、健康維持および管理の促進、公衆衛生の改善（インド政府が設置した Swach Bharat Kosh への拠出を含む）、安全な飲料水の供給

- 教育の促進（特に子供、女性、高齢者および身体障害者への雇用強化につながる職業能力の向上）
- 男女平等社会の促進、女性の地位向上、女性のための宿泊施設の設置、高齢者のための宿泊施設、デイケアの設置および社会的または経済的に後進的なグループを減少させるための施策
- 環境維持への対策、動植物の保護、天然資源の保護、土壌、空気および水の品質の維持・改善（インド政府が設置した Clean Ganga Fund への拠出を含む）
- 国内遺産、芸術および文化の保護、公共図書館の設置、伝統文化および手工芸の促進および開発
- 退役軍人およびその家族の生活促進のための施策
- 地域スポーツ、国内認知スポーツ、パラリンピック種目、オリンピック種目の強化のためのトレーニング
- 社会経済の発展、および不可触民、その他の後進的なグループ、少数派および女性の生活促進に関する Prime Minister's National Relief Fund またはインド政府が設置したその他の基金への拠出
- インド政府から承認された教育機関内に設置されている技術研究への拠出
- 地域開発プロジェクト
- スラム地区の開発

【表1】CSR の適格性に関する例

活動内容	CSR としての適格性の検討
交通安全の促進に関連する次の活動 i. 交通安全への意識の促進と交通ルールの周知と教育 ii. 運転手の教育 iii. 違反者を補導するための訓練 iv. 印刷物、視聴覚メディアでの交通安全の周知 v. 交通事故による負傷者のための医療および法的な手当	i. 「教育の促進」に該当するため、適格 ii. 「職業能力の向上」に該当するため、適格 iii. 政府の役割のため、不適格 iv. 「教育の促進」に該当するため、適格 v. 「健康維持及び管理の促進」に該当するため適格
身体障害者のための補助具、手当の供給	「健康維持及び管理の促進」に該当するため、適格
次の機能を備えた農家のためのリサーチ・トレーニング・イノベーション・センターの地方での設置 i. 維持可能な農業運営などの農家の能力強化 ii. 農業従事者のトレーニング iii. その環境に最適な農業システム、農作物の研究 iv. 土壌保全の観点からの農作物のライフサイクル分析	i. 「職業能力の向上」に該当するため、適格 ii. 「職業能力の向上」に該当するため、適格 iii. 「環境維持への対策」、「土壌、空気および水の品質の維持・改善」に該当するため、適格 iv. 「天然資源の保護」、「土壌、空気および水の品質の維持・改善」に該当するため、適格
官民プロジェクトおよび地方のインフラストラクチャーに関する政府担当官、特定の代表者の能力強化	不適格
持続的な地方開発および地方の公共交通システム	不適格
「地方開発プロジェクト」への寄付	対象プロジェクトがインドの発展途上地域の開発の場合には適格
米国インド医師交換プログラム - インドと米国間の医師の専門性の交流	不適格

(資料)インド企業省 General Circular No. 21/2014

なお、マラソン、表彰、慈善的な寄付、広告やテレビ番組のスポンサー加入など1回限りのイベントは CSR への支出として適格ではなく、原則として継続的なプログラム、プロジェクトまたは活動に対する支出が要求される。表1は通達¹で公表された CSR の適格性に関する例示の一部である。

2. 取締役報告書上の開示事例の検討

取締役報告書上の開示は、2013 年会社法に規定されており、どの会社においても本開示例に

従った開示が行われている。取締役報告書上で要求されている開示内容は次の通りである。

- (i) CSR 活動の対象としているプロジェクト、プログラムの方針を含む CSR ポリシーの概要、および会社のホームページにおいて CSR ポリシーを開示している場合には、そのページへのリンク
- (ii) CSR 委員会の構成員
- (iii) 直近3年間の会社の純利益の平均値

¹ General Circular No. 21/2014, No. 05/01/2014- CSR, Government of India, Ministry of Corporate Affairs

- (iv) 期待される CSR への支出金額(iii の金額の2%の金額)
- (v) 当会計年度において CSR への支出金額の詳細
 - a. 当会計年度に支出された合計金額
 - b. 支出されなかった金額(該当がある場合)
 - c. 当会計年度に支出された金額の用途の詳細を様式に従って記載
- (vi) 直近3年間の会社の純利益の平均値の2%をCSRとして支出できなかった場合、その理由の記載
- (vii) CSR ポリシーのモニターおよび CSR 活動の実施が、CSR の目的および CSR ポリシーに従って行われたことに関する CSR 委員会の宣誓

3. CSR ポリシーの開示事例の検討

2013 年会社法は、CSR に関して CSR ポリシーの策定を要求している。CSR ポリシーは取締役報告書において開示することが要求されている。なお会社がホームページを持つ場合には当該ホームページにおいても開示すること必要である。CSR ポリシーの内容に関しては、法令での規制はなく、各社ごとで特色を有しているが、集約すると次のような項目が含まれている。

- CSR の目的、意図、理念など
- CSR の対象としている領域

- CSR 活動、プロジェクトまたはプログラムの検索方法、評価方法およびモニタリング方法
- CSR 委員会の構成および役割

5. 最後に

CSR 活動の開示責任を企業に課すことは CSR の強制と同じであり、導入当初からインドの経済界からも反発の大きかった。CSR 規制の導入から2会計期間が経過するが、適格な NGO や NPO の識別をはじめ、企業側の大きな負担となっていることに変わりはないように感じられる。現在、インドで推し進められている物品・サービス税 (GST: Goods and Services Tax) の導入により経済成長率の増加が期待されている。今後、日系インド子会社の利益が一定水準を満たし CSR 規定が適用される場合に、本記事が CSR に関連するコンプライアンスを遵守する際に一助になれば幸いである。



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
 エス・シー・エス国際会計事務所
 Corporate Catalyst (India)
 Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【Taiwan】

台湾の留保金課税の ケース・スタディーによる解説

伊藤 潤哉 フェアコンサルティング 台湾

1. はじめに

台湾の営利事業所得税の特徴として、未配当の利益に対して課される 10% の追加課税があります（以下、留保金課税）。しかし、その計算方法や課税対象年度は複雑であり、理解しづらいのも事実です。本稿では、留保金課税の計算をケース・スタディーおよび図を用いて解説します。

2. 計算方法

まずは前提として、未配当利益は以下の算式で計算します。

未配当利益 = 会計上の税引後利益 - 繰越損失および翌年度の損失（※） - 配当額 - 法定利益準備金 - その他

※ 財務監査の実施が必要。

ここで特に重要なことは、未配当利益の計算が「税務上の課税所得」ではなく、「会計上の税引後利益」をもとに計算されるということです。この認識を誤ると、翌年度に思わぬ納税負担が生じ、資金繰りに影響を及ぼす可能性があるため、注意が必要です。

3. ケース・スタディー

それでは、留保金課税の計算をケース・スタディーで見たいと思います（以下、単位は全て台湾ドルとします）。

【前提】

1. 対象企業は 2014 年 4 月 1 日に設立し営業を開始（決算日は 12 月末）
2. 14 年に A 社、B 社の 2 社へ投資
3. 14 年度の会計上の税引前利益は 4,000 万
4. 税引前利益 4,000 万には、土地の譲渡益 500 万、期末換算替えによる為替損失 300 万、持分法で評価した A 社の投資収益 200 万、B 社からの現金配当 400 万が含まれる

上記を前提に、以下では①15 年の営利事業所得税額、②留保金課税額の 2 つに分けて解説します。

①15年の営利事業所得税額

まずは、15年5月における営利事業所得税の納税額を確認します。当該金額は以下の通り、計算します。

$$\begin{aligned}\text{課税所得} &= \text{会計上の税引前利益 } 4,000 \text{ 万} \\ &- \text{土地の譲渡益 } 500 \text{ 万} + \text{期末換算替えの為替損失 } 300 \text{ 万} - \text{持分法の投資収益 } 200 \text{ 万} - \text{現金配当 } 400 \text{ 万} \\ &= 3,200 \text{ 万}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{調整後課税所得} &= 3,200 \text{ 万} \div 9 \times 12 \\ &= 42,666,667\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{調整後納税額} &= 42,666,667 \times 17\% \\ &= 7,253,333\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{当年度納税額} &= 7,253,333 \div 12 \times 9 \\ &= 5,440,000\end{aligned}$$

上記の通り、今回の対象会社は、15年5月にまずは営利事業所得税 544 万台湾ドルを納税する必要があります。

②留保金課税額

次に、留保金課税の金額を確認します。なお、今回は配当やその他特別準備金等の積み立てはないものとします。

$$\begin{aligned}\text{会計上の税引後利益} &= \text{会計上の税引前利益 } 4,000 \text{ 万} - \text{所得税費用 } 493 \text{ 万}(\text{※}) \\ &= 3,507 \text{ 万}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{※ 所得税費用} &= \text{当年度納税額 } 544 \text{ 万} \\ &- \text{法人税等調整} (300 \text{ 万} \times 17\%) \\ &= 493 \text{ 万}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{法定利益準備金の積立て} &= \text{会計上の税引後利益 } 3,507 \text{ 万} \times 10\% = 350.7 \text{ 万}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{未配当利益} &= \text{会計上の税引後利益 } 3,507 \text{ 万} - \text{法定利益準備金 } 350.7 \text{ 万} \\ &= 3,156.3 \text{ 万}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{留保金課税額} &= \text{未配当利益 } 3,156.3 \text{ 万} \times 10\% = 315.63 \text{ 万}\end{aligned}$$

上記の通り、今回の対象会社は、16年5月に追加課税額 315.63 万台湾ドルを納税する必要があります。

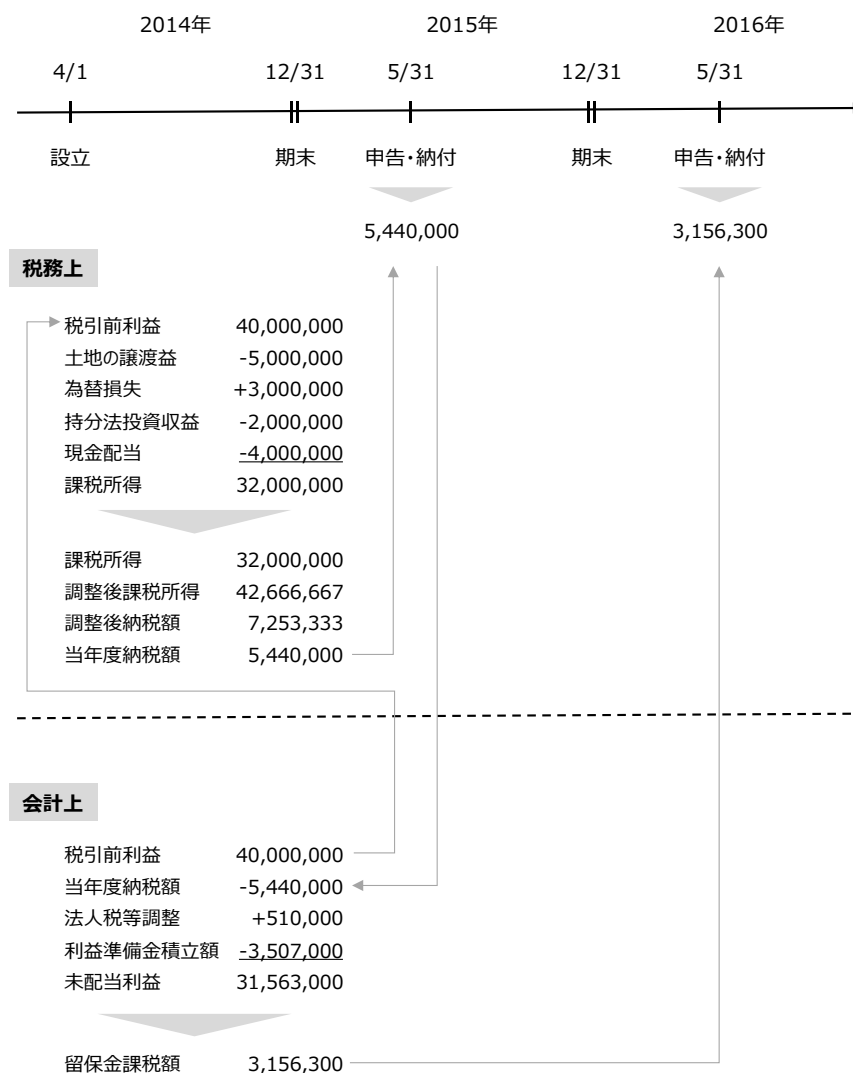
4. 図による解説

次頁では上記のケース・スタディーの内容を時系列にして記載しています。

5. おわりに

留保金課税は上記の通り、会計上の利益を基に算出されます。その結果、持分法の投資収益や現金配当等、会計上は収益となる一方で税務上は所得とならない項目で、思わぬ会計上と税務上での計算結果の相違が生じ、予期せぬ納税負担を強いられることがあります。上記の計算方法および図を参考に、適切な資金計画の策定を行い、健全な事業運営を意識して頂ければと思います。

【図】ケース・スタディーの時系列図説



伊藤 潤哉
(いとう じゅんや)

Fair Consulting Taiwan Co., Ltd.
正緯管理顧問股份有限公司

監査法人において会計監査、内部統制構築・運用支援および国際会計基準の導入支援を担当するなど、監査および会計コンサルティング全般に対する数々の経験を有する。現職では台湾において、日系企業の台湾進出のサポートや、進出後の日系企業の財務・会計・税務面でのサポートを幅広く行っており、クライアントのニーズを把握した質の高いサービスを提供している。

Business 【China】



企業移転における主な留意点 ～企業の不動産資産の法的保護を中心に～

王正洋 北京市君澤君(上海)法律事務所

1. はじめに

中国では経済発展と産業構造改革が進むに伴い、都市部の機能改善が図られており、都市計画においても一部郊外や農村部地域が対象に加えられるようになっている。一方で、経営環境の変化とともに外資企業は自ら経営戦略を調整することを迫られている。こういった内外の諸要素が原因で、近年、一部の外資企業、とりわけ早期に中国で設立された製造業企業による移転、清算事例が増えている。

企業が移転や清算を行う際には、税務、工商、財務、資産の処分等といったプロセスを経なければならず、関連手続きも煩雑である。土地、建物は企業にとって重要な資産であるが、移転や清算を行う際には、それまでに生じたさまざまな環境や法制度の変化を受け、紛争が生じてしまうことが少なくない。

本稿では、弊所のこれまでの経験に基づき、以下の通り、外資企業においてよく生じる土地等の不動産関連の紛争にかかる3つの典型例を挙げ、こうした事例への対応策について解説する。

- ① 外資企業は「割当方式」により割当土地取得権を取得したが、企業が解散した後の当該土地取得権は誰に帰属するか。

- ② 合資企業を設立した際、中側株主が土地取得権で現物出資をし、かつこれを企業に引き渡したのに、土地利用者の名義変更が行われていないために、合資企業は土地取得の権利証明を取得できていない。当該企業はこれから清算を行うが、その際この使用中の土地をどう処理すべきか。
- ③ 外資企業が設立当時、政府の投資誘致部門と土地払下げ契約を締結したが、その後、当該部門のこの行動は上級政府から合法的な行為として認められなかったため、企業はその使用中の土地の使用権証明を取得できなかった。この場合、企業は自己の権利を守るためにどうすべきか。

2. 不動産問題の法的分析

2-1. 割当方式にて土地取得権を取得した場合における、外資企業終了後の土地取得権の処理

「城鎮国有土地の使用権払下げや譲渡についての暫定条例」の関連規定に基づき、中国の法律法規では、原則上、払下げ土地取得権を直接、投資することは禁止されている。ただし、特定の状況において、法的手続きを履行済みの場合には、割当土地を持分出資として出資できることになっている。特に 2000 年以降、割当土地制度の

度重なる改善を経て、企業による土地の取得方法は「無償、無期限」から「有償、期限付き」へ転換してきた。

しかしながら、改革開放初期においては、外国の資本を呼び寄せるため、地方政府は外資企業に割当土地の使用を認めていた。特に合資企業の場合、中国側出資者はほとんど国有企業である。そのため合資契約には、合資経営期間中、中国側出資者は割当土地の使用权を以て出資し、県クラス以上の土地管理部門と不動産管理部門の承認を得た上で、合資会社は法に基づき割当土地の使用权を取得し、合法的な使用权者になると約定されていた。

しかしここ数年の中国における経済と産業構造の転換に影響を受け、一部の外資企業は自らの経営状況に鑑みて、自主清算を決め、他の省、市への移転を行っている。そしてその清算に際して、合資会社の各出資者の間で土地の使用权の帰属につき紛争が生じ始めたのである。

中側株主の主張では、出資した土地の使用权は合資会社の経営期間中に限定された権利であるため、合資会社の繰り上げ終了に伴って、残りの土地の使用权は中側株主に返却すべきである。

一方、外資株主および合資会社の認識では、土地証書は合資企業が土地を使用できる旨を証明する法的証書であり、これがある以上、合資会社は中方の出資を受け入れた土地の合法的な使用权者であり、土地の使用权は合資企業の財産として分配手続をしなければならないという考えであった。

この事例では、まず、合資企業は土地管理部門を通じて、割当方式を以て土地の使用权を取得したにもかかわらず、中側株主が土地の使用权を出資した際、彼らに対して相応な対価を支払っている。これは当時の法律法規の制限を受け、割当方式でしか土地の使用权を取得できないためであった。また、会社法で規定される会社資本維持原則および合資各方の本来の出資意図から分析すれば、事実上、中側株主は合資会社に土地の使用权を譲渡済みであり、かつこれによって相応な持分を取得している。したがって、最終的に、合資会社終了後の土地の処理は、管轄地方の具体的な規定に基づいて行わなければならない。

例えば、「〈上海市外商投資企業土地管理弁法〉実施中の若干の問題の説明と規定」第14条では、外資投資企業の終了、終業後、その土地の使用权は政府により無償で回収される。ただし、外資投資企業が建物、工場を賃借した場合を除くと定められている。在上海外資企業は法に基づき終了した後、政府土地備蓄センターと協議し、取得していた土地の使用权を評価し、国有資産として中国に返却するのが一般的な処理方法である。

2-2. 合資企業の設立時、中側株主が土地の使用权を以て出資し、かつ実際に交付済みであったが、土地使用者の名義変更手続を行わなかったために土地の使用权利書を取得せずにいるケース

中国では、不動産に関し登記要件主義を採用している。07年に実施された物権法の規定に基づき、不動産物権の設定、変更、譲渡と消滅は、法律に基づき登記を以て発効する。登記をしなければ、その効力は発生しない。物権法が実施されるまでの不動産登記制度は完璧なものではなか

ったため、早期段階で中国に投資した企業においては、中側株主による土地使用権の出資が行われた場合、合資会社に実質上の使用権が交付されたにも関わらず、土地使用権の登記上の変更手続きが行われていないケースが散見される。そこで合資企業の移転または清算において、この不動産権利、利益をいかに有効に保護するのが焦点となっている。

一部の主張では、物権法の規定に照らし合わせると、合資会社が土地権利に関する変更手続きをしなかったため、合資会社は元の中側株主から土地使用権を取得していない。したがって、単に中側株主が出資した事実のみの主張では合資会社が土地権利者とならず、合資会社は土地使用権を主張してはならないこととなる。そして「公司法 司法解释(三)」第8条および第10条の規定に基づき、元の中側株主に対し、指定する合理的な期間中に権利所属変更手続きの実行を要求するか、中側株主の出資不実責任を追及するしかないと考えられる。

ただし、ここで注意していただきたいのは、上記方法は一般論としての紛争解決の方法であり、実務上、早期設立された合資会社の中側株主は一般的に国有企業であることである。国有企業の制度変更中に当該国有企業自体が破産・清算された場合、保有する土地の使用権も他の企業の名義に登記変更された可能性がある。こうしたケースでは、元の中側株主に対し、権利所属変更手続きの実行、もしくは出資不実の責任追及も困難であり、合資会社の利益も元の中側株主の主体資格の消滅によって多大な損害を受ける恐れが

ある。つまり、現実的な解決には結びつかないのである。

しかし、16年3月1日付で最高人民法院(＝最高裁に相当)が公布した「物権法司法解释(一)」は、当該解釈第二条の規定において、「不動産登記簿の記載と真実の権利状態が一致しないという証拠があり、当事者が当該不動産物権の真実の権利者であり、当事者がその所有する物権の確認を要請する場合には、これを支持しなければならない」とし、当該規定は上述の歴史的な問題に実行可能な解決案を提供した。合資会社は十分な証拠を以て、出資時に自身に対して確実な土地使用権が交付され、合資会社が土地使用権の実際の権利者であり、元の出資方が土地権利出資と交付について明確な意思表示をしたことを証明できれば、当該解釈の規定に基づき権利確認の要請を提起し、合資会社が土地の実際の権利者であることを証明することが可能となっている。

2-3. 外資企業設立当初、政府と土地譲渡協定を締結したが、土地管理部門の許認可を取得できなかったため、土地権利書を取得できずにいるケース

改革開放初期、中国では多くの制度規定が模索中でありながら、地方政府は外国資本を誘致するため、政府の投資誘致等の名目で外資企業と土地譲渡協定を締結することがしばしばあった。しかし、政府の全体計画の変化および土地管理制度の完備により、これらの土地譲渡協定は土地管理部門の許認可を受けることができず、外資企業が実質的に土地を占有していても、土地使

用権利書を取得できず、その土地にある建物の区画許認可も取得できずにいることがある。

都市開発が進むにつれ、政府は都市計画区域を調整し始め、一部の外資企業が他の区域への移転を迫られることとなり、その結果、外資企業が権利証書を未取得である不動産の補償について当局との紛争が発生した。そして、こうしたケースの外資企業は土地使用権証書を有しておらず、権利の根拠となる法律規定や計画許可等に欠けていたため、その地上における建物も「城郷企画法」に基づき違法建物とされ、低額補償のみを受けるか、もしくは法に基づいた強制取り壊しを要求される結果となってしまった。

しかし、このような状況は法整備の過渡期という特定の歴史的な条件の下に発生した結果に過ぎず、企業側に大きな過失があるともいえないことから、こうした一部の外資企業の工場を違法建物であると認定し、立ち退き時に少額のみ補償しか与えない、もしくは全く補償をしないといった扱いをすることは、非常に不公平であるといえる。当事者らはその時期特有のこうした問題に直面した際には、誠実、信用、公平平等の原則を以て、協議を経て、互いに受け入れ可能な解決案を探り出すことが大切である。また外資企業も当時締結した協議の約定に基づき、自らの合法的権利をきちんと主張すべきである。

3. まとめ

土地使用権と不動産は企業にとって重要な資産の一つである。しかし法整備の不備といった歴史的な原因によって、外資企業の土地使用権には一定の瑕疵が存在している場合がある。したが

って、企業の移転もしくは清算の際には少なからずこうした問題に直面しなければならず、場合によっては当事者に大きな損失を生じさせる恐れもある。

そこで、中国に投資される外資企業においては、日常の経営管理を行う上で、不動産権利の帰属に常に注意をし、万が一、瑕疵が発覚した場合には、手続きの補足や権利の主張を以て、遅延なく解決に導くことである。中国の土地制度は特殊であり、これまでに不動産に関する法律法規にも大きな変化があった。今日に至ってもなお、歴史的な原因で残されてきた土地にまつわる問題は、個々にその特定の時期に応じた法律や状況に即して対応し、解決していくほかないため、外資企業における不動産問題の紛争を処理する際には、必要に応じて、できる限り早い段階で専門家と連携し、企業としての最大限の合法的な利益を守っていくことをお勧めする。



君澤君律师事务所
JunZeJun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所
シニア・パートナー弁護士
日本チーム総責任者

1987年西南法政大学卒、法学学士。95年北京大學、民商法修士。2005年ニュージーランドビクトリア大学国際経済法修士。裁判官として5年、また弁護士として15年余りと、20年以上にわたる豊富な実務経験を有し、重大かつ複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商会副会長、上海輸出入商会常務理事、上海四川商会副会長、四川省政府招商顧問を兼任。



【China】

企業間での貸付行為の効力問題

陳 偉雄 広東広信君達法律事務所

中国では、金融に関わる経營業務は厳格に管理されています。中国人民銀行が1996年に発布した「貸付通則」第61条には、「各級行政部門と企業・事業単位、供販合作社等の合作経営組織、農村合作基金会とその他基金会は、貯金と融資等の金融業務に従事してはならない。企業間で法律に違反して融資あるいは形を変えた融資の業務に従事してはならない。」と規定されています。また、「不法金融機関および違法な金融業務活動の取締弁法」（国务院令第247号）第四条には、「本弁法において、違法な金融業務活動とは、中国人民銀行の批准を得ず、無断で下記の活動に従事することを指す。……（三）違法な貸し出し、決済処理、手形割引、資金融通、信託投資、金融リース、債務保証、外貨売買。（四）その他の中国人民銀行が認定する違法な金融業務活動」と規定されています。よって、金融業務管理の角度から見て、企業間での貸付行為は明確に禁止されており、企業間での貸付行為について性質等により区分して認定するわけではありません。

上述の通り、企業間での貸付が禁止されていることは広く知られていますが、実務上では、銀行からの融資が難しい等の理由で企業間において臨時に資金を融通する状況が多く見受けられます。これに伴い、企業間での貸付による紛争も多くなり、企業間での貸付行為の効力問題が生じてきました。

最高人民法院が1996年に発布した「企業の貸付契約における借方の期限が超過しても借入金を返済しない場合に如何に処理するかについての返答」¹（以下、「法復[1996]15号」）には、「企業間の貸付契約は金融法規に違反するので、無効な契約である」という規定があります。

法復[1996]15号の公布後、中国人民銀行は1998年に最高人民法院に対する返答である「企業間での貸付問題に関する返答」（銀条法[1998]13号）を発布しました。当該返答には、『…研究を経て、関連問題を下記の通りに回答する。「中華人民共和国銀行管理試行条例」第4条の規定に基づき、非金融機構の金融業務を禁止している。貸借は金融業務に属するので、非金融機構の企業間で、相互に貸借してはならない。企業間の貸借活動は、我が国の市場経済を繁栄させず、正常の金融秩序を乱し、国家の信用貸付政策、周到な計画の執行を妨害し、国家の投資規模への監視制御を弱め、経済秩序の混乱をもたらす。そのため、企業間が締結したいわゆる貸借契約（借金契約）は国家法律および政策に違反するものとし、無効と認定されるべきである。』と規定しています。

よって、法復[1996]15号が公布されて以降、司法実務上では企業間の貸付行為は無効と認定されています。ただし、企業間での貸付による紛争の増加

¹ 《最高人民法院关于对企业借款合同借款方逾期不归还借款的应如何处理的批复》（法复[1996]15号）

および司法実務上の進展に伴い、企業間での貸付行為は一定の条件の下で有効であると認定される判例が出てきました。ただし、最高人民法院は新しい司法解釈を発表していないので、各地の裁判所により認定が異なっている状況もあります。そして15年までに、最高人民法院は「民間貸付案件審理の適用法律にかかる若干問題に関する最高人民法院の規定」²（法釈[2015]18号、以下、「法釈[2015]18号」）を發布して、企業間の貸付効力の認定を統一しました。

法釈[2015]18号第11条には、「法人間、その他の組織間、および法人とその他の組織の間で生産、経営の需要に基づき締結された民間貸借契約は、契約法第52条、本規定第14条に規定された状況を除き、当事者が民間貸付契約が有効であることを主張する場合、人民法院はこれを支持すべきである。」と規定されています。

当該司法解釈の第14条には、「以下のいずれかの事由があるとき、人民法院は民間貸借契約が無効であると認定しなければならない。」とし、契約無効となる以下の要件を規定しています。

- (1) 金融機関の信用貸付資金を不正取得し高利で借主に転貸して、かつ借主が事前に知り、または知るべきであった場合
- (2) その他企業から貸借または本事業組織の従業員から募集して取得した資金を高利で借主に転貸して利益を取得し、かつ借主が事前に知り、または知るべきであった場合

- (3) 借主が借入金を違法、犯罪活動に用いることを貸主が事前に知り、または知るべきであったにもかかわらず借入金を提供した場合
- (4) 公序良俗に違反する場合
- (5) その他法律、行政法規の強行規定に違反する場合

また、「契約法」第52条は、「次の各項に掲げる契約は無効とする。」として以下の要件を規定しています。

- (1) 当事者の一方が詐欺または脅迫などの手段により契約を締結し、国の利益を害すること
- (2) 相手方と悪意をもって通じ、国家、集団または第三者の利益を害すること
- (3) 合法的な形式をもって不法な目的を隠蔽したこと
- (4) 社会公共利益を害すること
- (5) 法律または行政法規の強制的な規定に反すること

よって、企業が生産経営上の必要によりお互いに資金を融通する企業間での貸付行為は、法釈[2015]18号の第14条および契約法第52条の状況がない限り、司法上で保護されます。つまり、民事行為の効力の角度から考えますと、企業間での貸付行為の効力は、貸付の性質により一定の条件の下で認められていることになります。

² 最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定(法释[2015]18号)

ただし、法釈[2015]18 号の発布後、金融法規である「貸付通則」および「不法金融機関および違法な金融業務活動の取締弁法」は、2016 年9月現在も修正されていません。また、中国人民銀行は法釈[2015]18 号に対し態度を表明していません。そのため、金融管理と民事行為の認定において、企業間での貸付の効力に対する認識が異なる状況に陥りました。

金融秩序を維持するために、金融業務である融資に対しては厳格に管理する必要があります。ただし、筆者の見解では、融資業務の性質を区分して経営性の貸付行為のみを禁止すれば、さらに現状に合致すると考えます。経営性の貸付行為とは、企業が金融業務に従事する資質を具備していない状況で、実際に貸付を経営し、貸付利益を企業の主要な収益発生源とすることを指します。この場合、非金融機構である企業は金融業務に従事する許可を取得していないので、経営性の貸付行為は無効であると認定するには合理的ですが、金融業務に従事する資質を具備していない企業の、生産経営の需要に基づいた臨時的な資金の短期間融通行為は、資金提供側の常態的な業務の性質を有していなければ、金融管理の秩序を乱していないので、貸付行為が無効であるとの認定は、現在の経済発展の需要に符合しないと思われます。

司法解釈の変化から見て、司法部門は、企業間での貸付に対し、さまざまな貸借行為の性質および効力を区別して認定すべきであると認識しましたが、金融管理部門は現在まで関連規定を修正していません。そのため、企業間での貸付について、金融管理と民事行為の認定が矛盾している状況となっ

ています。今後、金融管理部門は関連規定を修正し、当該状況を解決する必要があると考えます。



陳 偉雄

広東広信君達法律事務所
パートナー弁護士、日系企業部主管

中国広東省広州市生まれ。1990 年中山大学法学部卒、広州市司法局での勤務を経て日本へ留学。2001 年に成城大学法学研究科で博士号（民法）を取得するまでの9年間で日本を過ごし、その間東京の法律事務所に勤務。現在は地元広州において主に中国に進出中の日系企業に対して日本語で法律サービスを提供している。民商法、会社法、国際投資、国際貿易、知的財産権、労働争議の処理等を専門とし、民法（特に契約法）関連を得意分野とする。



【アジア経済情報】

インド

景気は 2016 年後半に加速、17 年は減速へ

小林 公司 みずほ総合研究所

16 年2Q の実質GDP成長率は減速

16 年2Q(4～6月期)の実質GDP成長率は前年比+7.1%と、前期の同+7.9%から減速した(図表1)。減速の主因は、総固定資本形成が前年比▲3.1%となり、前期の同▲1.9%からさらに下振れたことである。稼働率が低水準にとどまり設備過剰感があることや、不良債権比率が高まり(図表2)銀行の貸出姿勢が慎重化していることから、民間部門を中心に投資の不振が続いた。また、在庫投資の寄与度も2四半期連続でマイナスだった。

一方、政府消費が前年比+18.8%と、前期の同+2.9%から急伸して1年半ぶりの高い伸びとなった。財政統計によると、経費支出が拡大した。

個人消費も前年比+6.7%と、前期の同+8.3%という高い伸びからは鈍化したものの、引き続き底堅く推移した。干ばつの影響が薄れて農業生

産が2四半期連続で前年比拡大したことは、農村部の消費にプラスに作用したとみられる。また、自動車販売が堅調だったことから、都市部の消費も引き続き拡大したことがうかがわれる。

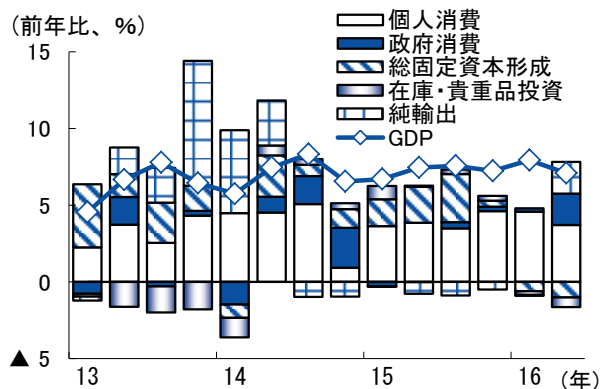
財貨・サービス輸出は前年比+3.2%で、前期の同▲1.9%から6四半期ぶりのプラスに転じた。同輸入は同▲5.8%と、前期の同▲1.6%からマイナス幅を拡大させた。純輸出の寄与度は+2.1%PTと5四半期ぶりのプラスだった。

直近では消費と輸出で明暗が分かれる

直近の指標をみると、7月の自動車販売が前年比+13.6%と高い伸びを維持したことから、個人消費は都市部を中心に引き続き堅調とみられる。これに対し、7月の通関輸出は同▲6.8%と2カ月ぶりに減少した。

7月の消費者物価指数(CPI)は前年比+6.1%で、食品を中心に2年ぶりの高い伸びとなり、イン

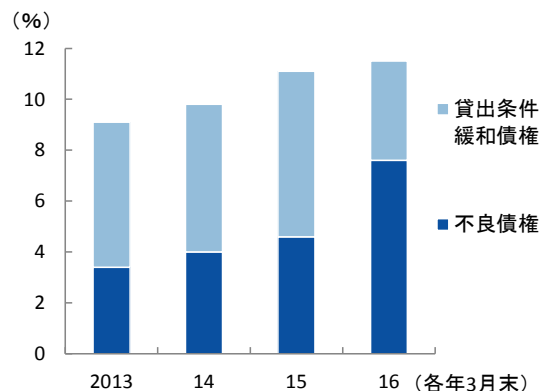
図表1 実質 GDP 成長率



(注) 不突合で寄与度合計とGDPは一致せず。

(資料) インド統計計画実行省より、みずほ総合研究所作成

図表2 不良債権比率



(注) 対貸出比率。

(資料) インド準備銀行より、みずほ総合研究所作成

ド準備銀行(RBI)のインフレ目標「17 年3月に+5%」を4カ月連続で上回っている(図表3)

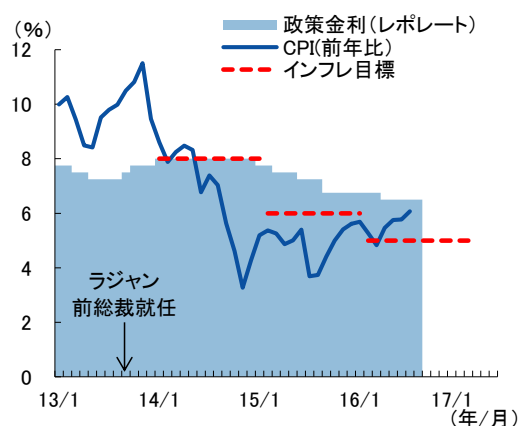
ルピーの対米ドルレートは、米国における利上げ観測の後退等から、7月以降に上昇基調で推移した(図表4)。RBIは8月9日の金融政策決定会合で政策金利を据え置いた。インフレ率は足元で食品を中心に高まる一方、今年の雨季(6~9月)は3年ぶりに干ばつを免れる見通しのため、食品供給の行方等を様子見することとした。

16 年後半は景気加速、17 年は小幅減速へ

16 年後半は個人消費が景気を押し上げるだろう。10 年に一度の公務員給与の大幅引き上げが、都市部を中心に消費を盛り上げると想定される。

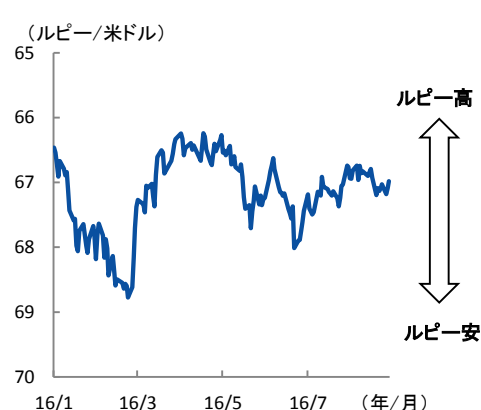
また、雨季の降水量が3年ぶりに平年並みとなれば、農村部の所得と消費も回復されるとみられる。ただし、民間投資は低水準の設備稼働率と不良債権問題等から低迷を続け、政府支出も財政赤字削減目標を達成するために抑制基調で推移し、外需も世界経済が停滞する中で振るわない見込みであることなどから、成長率の大幅な加速は期待できない。17 年に入ると、公務員給与の引き上げと雨季の降水量回復による消費の押し上げ効果が一巡する。世界経済の成長率が高まって外需は持ち直すものの、景気は総じて小幅に減速するだろう。以上より、成長率は16年に+7.6%、17年に+7.5%と予測される。

図表3 消費者物価指数、インフレ目標、政策金利



(資料)インド統計計画実行省、インド準備銀行より、みずほ総合研究所作成

図表4 為替レート



(注)直近は8月31日。

(資料)CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

【注目点:ラジャンRBI前総裁の後任として、その懐刀だったパテル副総裁が昇格】

6月18日、ラジャンRBI総裁(当時)は、9月4日の任期切れをもって退任するとサプライズ表明した。3年前の就任時に前年比2桁だったインフレ率を、足元では同+6%台に低下させるなど、その手腕は高く評価されており、任期は延長されると期待されていた。退任劇の背景には、同総裁が金融政策以外の政治的問題にも発言を行ったとして、与党保守派が「ラジャン降ろし」の運動を行ったことがあった。また、物価安定を重視して金融緩和に慎重なことや、不良債権の厳格な処理を求める方針への抵抗勢力の不満もあった。

後任のパテル新総裁は、ラジャン前総裁のもとで金融政策担当の副総裁を務め、前総裁の採用したインフレ目標等の金融政策改革を提言した人物である。このため、パテル新総裁は前総裁に続いて物価安定重視の金融政策を行うと考えられる。一方で、不良債権問題に関しては、新総裁のスタンスは未知数であり、前総裁の方針が継承されるか注視する必要がある。

Back Issues

2016 年 3 月発行 第 50 号

- ・ TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響
- ・ 金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用
- ・ タイの 2015～16 年 法令・制度改正の動向
- ・ TPP 協定による小売業規制の大幅緩和
- ・ インドの税制 [57] 税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画
- ・ フィリピンでの法人設立
- ・ 解説・中国ビジネス法務 [21] 中国テロリズム防止法の制定と企業への影響
- ・ 香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針

2016 年 4 月発行 第 51 号

- ・ 中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編)
- ・ ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業
- ・ インドビジネス最新情報[19] 2016 年度インド政府予算に伴う税制改正
- ・ ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点
- ・ 台湾における統一發票の種類と発行時期
- ・ 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～
- ・ 上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記
- ・ 中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

2016 年 5 月発行 第 52 号

- ・ 中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～
- ・ 中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編)
- ・ フィリピンの外資規制
- ・ ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付
- ・ インドの税制 [58] 所得の計算および開示に関する基準(ICDS)
- ・ マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴
- ・ シンガポール 2016 年度予算案
- ・ 解説・中国ビジネス法務[22] 建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則(試行)の制定と企業の留意点
- ・ 台湾における会社設立のステップと留意事項

2016 年 6 月発行 第 53 号

- ・ ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業～2015 年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- ・ 成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント
- ・ インドビジネス最新情報 [20] インドにおける対外商業借入(ECB)規制に関する改正
- ・ ベトナム現地法人設立にあたっての事務上の検討事項
- ・ インドネシアにおけるネガティブリストの改正
- ・ 香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要

- ・ 企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金
《中華人民共和國物権法》の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」についての解説

2016 年 7/8 月発行 第 54 号

- ・ 2016 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 香港における商標登録
- ・ インドの税制 [59] 新会社法のもとでの現地法人の設立手続き
- ・ 知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント
- ・ 初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点
- ・ ベトナム民法の改正～表見法理の新設～Philippines:フィリピンの投資環境
- ・ 私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説
- ・ 営業税から増値税への改革～生活サービス業への影響～

2016 年 9 月発行 第 55 号

- ・ フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～
- ・ 香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情
- ・ 2025 年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策
- ・ タイにおける固定資産の管理と税務処理
- ・ ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項
- ・ インドビジネス最新情報[21] 日印社会保障協定の発効
- ・ 退職後の競業禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー
- ・ 中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～
- ・ 解説・中国ビジネス法務 [23] 2016 年食品安全重点活動計画および企業の留意点

2016 年 10 月発行 第 56 号

- ・ 台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～
- ・ 中国の AEO 制度とその活用
- ・ インドの税制 [60] インドにおける LLP 制度
- ・ マレーシア新会社法の概要
- ・ ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向
- ・ ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税
- ・ 金融口座に関する自動的情報交換(AEOI)制度の導入
- ・ 法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。